

令和6年度

高齢者保健福祉事業のあんない

横浜市では、介護保険サービスとは別に、高齢者の方が、いつまでも自分らしく安心して暮らせるように、さまざまな保健や福祉に関する事業を実施しています。

住み慣れた横浜で、いつまでも自分らしく暮らすために、ご活用ください。

- ▶ 『高齢者保健福祉事業のあんない』はこちらから

横浜市 高齢者保健福祉事業

検索



介護保険制度に関するサービスの内容・利用方法などは、
『介護保険総合案内パンフレット（ハートページ）』をご覧ください。

- ▶ 介護保険制度に関するご案内はこちらから（横浜市 HP 内で検索してください。）

介護保険総合案内パンフレット

検索

※ハートページの冊子版は各区役所高齢・障害支援課等の窓口・市民情報センター等で配布しています。

横浜市 健康福祉局 高齢健康福祉部

目 次

< 市・区役所等 >

1 市役所	1
2 区役所	2
3 区社会福祉協議会	4
4 高齢者福祉保健施設	4
5 地域ケアプラザに関する情報	4

I よこはまポジティブエイジング計画

－第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（2024年度-2026年度）－

1 横浜型地域包括ケアシステムの推進	5
2 計画の概要	6

II 介護予防・健康づくり、生きがい推進施策

－介護予防・健康づくり－

1 よこはまウォーキングポイント事業	7
2 元気づくりステーション事業	7
3 健康診査	8
4 がん検診事業	9
5 横浜市肝炎対策事業	10

－生きがいと社会参加－

6 老人クラブ助成事業	11
7 敬老特別乗車証交付事業	13
8 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業	13
9 ヨコハマさわやかスポーツ普及事業	14
10 横浜国際プール	14
11 スポーツ医科学センター	15
12 高齢者・中高年健康教室	17
13 シャフルボードコート設置運営事業	19
14 シルバー人材センター事業	20
15 高齢者優待入浴事業	21
16 敬老月間事業	22
17 高齢者のための優待施設利用促進事業	22
18 全国健康福祉祭（ねんりんピック）参加事業	23
19 よこはまシニアボランティアポイント事業	24

－利用できる施設－

20 老人福祉センター	25
21 高齢者保養研修施設ふれーゆ	26
22 老人憩いの家	27

Ⅲ 介護保険外のサービス

－在宅の要介護高齢者への支援－

23	ねたきり高齢者等日常生活用具（あんしん電話）貸与事業	28
24	高齢者食事サービス事業	28
25	生活支援サービス高齢者見守り協働事業（生活あんしんサポート事業）	29
26	ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業	29
27	訪問理美容サービス事業	29
28	訪問歯科診療	30
29	生活支援ショートステイ事業	30
30	訪問指導事業	30
31	中途障害者地域活動センター	32
32	在宅リハビリテーション事業	33

－認知症高齢者等に対する支援－

33	認知症高齢者保健福祉相談事業	34
34	よこはま認知症コールセンター	34
35	認知症高齢者等緊急対応事業	34
36	認知症高齢者地域支援事業	35
37	認知症疾患医療センター事業	36
38	認知症サポーターキャラバン事業	37
39	認知症初期集中支援推進事業	37
40	介護者支援	37
41	若年性認知症支援コーディネーター	38

－すまいに関する支援－

42	市営住宅	39
43	横浜市高齢者向け優良賃貸住宅	40
44	サービス付き高齢者向け住宅登録制度	40
45	横浜市居住支援協議会相談窓口	40
46	高齢者住替え促進事業	41
47	空家の総合案内窓口	41

－福祉保健活動等への支援－

48	よこはま ふれあい助成金	42
49	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業	42
50	高齢者生きがい活動促進支援事業	43
51	横浜市介護予防交流拠点整備事業	44
52	福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」	45
53	横浜生活あんしんセンター・区社協あんしんセンター	46
54	よこはま成年後見推進センター	47

－福祉施設等－

55	養護老人ホーム	48
56	軽費老人ホーム（A型）（ケアハウス）	49
57	地域ケアプラザ整備運営事業	52
58	脳卒中・神経脊椎センター運営事業	53

－医療福祉－	
59 後期高齢者医療制度	54
60 重度障害者医療費助成事業	56
－その他－	
61 高齢者虐待防止事業	57
62 介護給付費適正化事業	58
IV その他の制度	
－年金－	
63 国民年金（老齢基礎年金）	59
64 老齢福祉年金	60
－公共料金・税の軽減－	
65 介護保険サービス等の医療費控除	61
66 高齢者の所得税の障害者控除	61
67 高齢者の市民税・県民税の障害者控除	62
68 バリアフリー改修を行った住宅に対する固定資産税の減額制度	63
69 粗大ごみ処理手数料	64
70 水道料金・下水道使用料関係	65
－その他の支援－	
71 ごみ出しの支援	66
72 郵便等により自宅等で不在者投票ができる制度	67
－福祉のまちづくり－	
73 福祉のまちづくり推進事業	68
－災害対策－	
74 災害時要援護者支援事業	68
－福祉調整委員会－	
75 横浜市福祉調整委員会	69
V 参考資料	
1 横浜市高齢者人口の推移	70
2 全国と横浜市の比較	70
3 横浜市区別高齢者人口	71

市・区役所等

1 市役所

健康福祉局高齢健康福祉部		電話	FAX	主な業務内容
高齢健康福祉課	計画調整係	671-3412	550-3613	高齢者福祉施策の企画・調整
	生きがい係	671-2406	550-3613	高齢者の生きがい施策
地域包括ケア推進課	地域包括ケア推進係	671-3464	550-4096	地域包括ケアシステムの推進、高齢者の生活支援体制整備、介護予防施策
高齢在宅支援課	在宅支援係	671-2405	550-3612	在宅福祉施策
	認知症等担当	671-4129		認知症施策
高齢施設課	施設運営係	671-3923	641-6408	特養、老健、養護、軽費老人ホームの運営支援・指導、指定・更新
		671-4117		有料老人ホーム等の運営支援・指導、特定施設の指定・更新
	施設整備係	671-4119		高齢者施設の整備
介護保険課	庶務担当	671-4252	550-3614	介護保険制度全般
	認定担当	671-4256		要介護認定
	資格担当	671-4253		被保険者資格
	保険料担当	671-4254		保険料
	給付担当	671-4255		保険給付
介護事業指導課	指導監査係	671-3461	550-3615	居宅・地域密着型サービス事業所の指導・監査
	運営支援係	671-3413		居宅サービス事業所の運営支援、指定・更新
		671-3466		地域密着型サービス事業所の運営支援、指定・更新

【所在地】 〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10 市庁舎16階

【交通】 みなとみらい線 「馬車道駅」 1C出入口直結

JR・市営地下鉄「桜木町駅」 徒歩3分

2 区役所

区役所名	電 話	所 在 地	ア ク セ ス
	URL (ホームページアドレス)		
青葉区役所	045-978-2323 (総合案内番号)	〒225-0024 市ヶ尾町 31-4	東急田園都市線「市が尾」駅西口 徒歩 8 分
	http://www.city.yokohama.lg.jp/aoba/		
旭区役所	045-954-6161 (総合案内番号)	〒241-0022 鶴ヶ峰 1-4-12	相鉄本線「鶴ヶ峰」駅北口徒歩 7 分
	http://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/		
泉区役所	045-800-2323 (総合案内番号)	〒245-0024 和泉中央北 5-1-1	相鉄いずみ野線「いずみ中央」駅 徒歩 5 分
	http://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/		
磯子区役所	045-750-2323 (総合案内番号)	〒235-0016 磯子 3-5-1	JR「磯子」駅西口徒歩 5 分
	http://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/		
神奈川区役所	045-411-7171 (総合案内番号)	〒221-0824 広台太田町 3-8	JR「東神奈川」駅西口、 東急東横線「反町」駅徒歩 7 分、 京急線「京急東神奈川」駅徒歩 9 分
	http://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/		
金沢区役所	045-788-7878 (総合案内番号)	〒236-0021 泥亀 2-9-1	京急線・シーサイドライン 「金沢八景」駅徒歩 13 分、 京急線「金沢文庫」駅徒歩 11 分
	http://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/		
港南区役所	045-847-8484 (総合案内番号)	〒233-0003 港南 4-2-10	市営地下鉄「港南中央」駅出口 1 徒歩 2 分
	http://www.city.yokohama.lg.jp/konan/		
港北区役所	045-540-2323 (総合案内番号)	〒222-0032 大豆戸町 26-1	東急東横線「大倉山」駅徒歩 7 分
	http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/		
栄区役所	045-894-8181 (総合案内番号)	〒247-0005 桂町 303-19	JR「本郷台」駅徒歩 10 分
	http://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/		
瀬谷区役所	045-367-5656 (総合案内番号)	〒246-0021 二ツ橋町 190	相鉄本線「三ツ境」駅徒歩 10 分
	http://www.city.yokohama.lg.jp/seya/		
都筑区役所	045-948-2323 (総合案内番号)	〒224-0032 茅ヶ崎中央 32-1	市営地下鉄「センター南」駅出口 1 徒歩 6 分
	http://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/		
鶴見区役所	045-510-1818 (総合案内番号)	〒230-0051 鶴見中央 3-20-1	JR「鶴見」駅東口徒歩 9 分、 京急線「京急鶴見」駅徒歩 7 分
	http://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/		

区役所名	電 話	所 在 地	ア ク セ ス
	URL (ホームページアドレス)		
戸塚区役所	045-866-8484 (総合案内番号)	〒244-0003 戸塚町 16-17	「戸塚」駅：JR 西口、市営地下鉄出口 7 番または戸塚区役所連絡口徒歩 1 分
	http://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/		
中区役所	045-224-8181 (総合案内番号)	〒231-0021 日本大通 35	みなとみらい線「日本大通り」駅出口 3 徒歩 4 分、 JR「関内」駅南口徒歩 7 分、 市営地下鉄「関内」駅出口 1 徒歩 7 分
	http://www.city.yokohama.lg.jp/naka/		
西区役所	045-320-8484 (総合案内番号)	〒220-0051 中央 1-5-10	京急線「戸部」駅徒歩 8 分、 相鉄本線「平沼橋」駅徒歩 10 分
	http://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/		
保土ヶ谷区役所	045-334-6262 (総合案内番号)	〒240-0001 川辺町 2-9	相鉄本線「星川」駅徒歩 2 分
	http://www.city.yokohama.lg.jp/hodogaya/		
緑区役所	045-930-2323 (総合案内番号)	〒226-0013 寺山町 118	JR「中山」駅南口徒歩 5 分、 市営地下鉄「中山」駅出口 2 徒歩 5 分
	http://www.city.yokohama.lg.jp/midori/		
南区役所	045-341-1212 (総合案内番号)	〒232-0024 浦舟町 2-33	市営地下鉄「阪東橋」駅出口 1B 徒歩 8 分、 京急線「黄金町」駅徒歩 14 分
	http://www.city.yokohama.lg.jp/minami/		

3 区社会福祉協議会

区名	電話	FAX	所在地
青葉	972-8836	972-7519	〒225-0024 青葉区市ケ尾町 1169-22 ふれあい青葉内
旭	392-1123	392-0222	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰 1-6-35 ばれっと旭内
泉	802-2150	804-6042	〒245-0023 泉区和泉中央南 5-4-13 いずみ中央相鉄ライフM3階泉ふれあいホーム内
磯子	751-0739	751-8608	〒235-0016 磯子区磯子 3-1-41 磯子センター5F
神奈川	311-2014	313-2420	〒221-0825 神奈川区反町 1-8-4 はーと友神奈川内
金沢	788-6080	784-9011	〒236-0021 金沢区泥亀 1-21-5 いきいきセンター金沢内
港南	841-0256	846-4117	〒233-0003 港南区港南 4-2-8 3F 港南区福祉保健活動拠点内
港北	547-2324	531-9561	〒222-0032 港北区大豆戸町 13-1 吉田ビル 206
栄	894-8521	892-8974	〒247-0005 栄区桂町 279-29 ピアハッピー栄内
瀬谷	361-2117	361-2328	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町 469 セやまる・ふれあい館内
都筑	943-4058	943-1863	〒224-0006 都筑区荏田東 4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内
鶴見	504-5619	504-5616	〒230-0051 鶴見区鶴見中央 4-37-37 リオベルデ鶴声 2F
戸塚	866-8434	862-5890	〒244-0003 戸塚区戸塚町 167-25 フレンズ戸塚 1F
中	681-6664	641-6078	〒231-0023 中区山下町 2 産業貿易センタービル 4F
西	450-5005	451-3131	〒220-0011 西区高島 2-7-1 ファーストプレイス横浜 3F
保土ヶ谷	341-9876	334-5805	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町 5-11 かるがも 3F
緑	931-2478	934-4355	〒226-0019 緑区中山 2-1-1 ハーモニーみどり 1F
南	260-2510	251-3264	〒232-0024 南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 8F

4 高齢者福祉保健施設

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/shisetsu/shisetu-annai/ichiran.html>

5 地域ケアプラザに関する情報

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/shisetsu/careplaza/shoukai.html#EB9C2>

I よこはまポジティブエイジング計画

～第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（2024年度-2026年度）～

この計画は、高齢者に関する各種の保健福祉事業や平成12年度から始まった介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組むべき課題を明らかにし、目標などを定めたものであり、「横浜市地域福祉保健計画」や「よこはま保健医療プラン」などの関連計画と調和のとれたものとして策定しています。

計画の策定にあたっては、横浜市介護保険運営協議会において検討を進めるとともに、各種のアンケート調査や計画の素案を通じて市民の皆様からご意見をいただき、計画への反映に努めました。

第9期計画は令和6年度（2024年度）から8年度（2026年度）までの3年間を計画期間とし、団塊の世代が75歳以上となる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、高齢者福祉施策を推進していくための計画として策定しました。

1 横浜型地域包括ケアシステムの推進

横浜市では、目指す将来像を以下のとおりとしています。

**地域で支え合いながら
医療や介護が必要になっても安心して生活でき
高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる**

高齢化の急速な進展に伴う医療や介護ニーズの大幅な増加など、さまざまな課題に対応するため、2025年に向け、横浜型地域包括ケアシステムの構築を引き続き進めるとともに、2040年に向け、支え合いの地域づくりや、医療・介護の専門職の連携強化を進めることにより、老後の「不安」を「安心」に変え、全ての高齢者が自らの意思で自分らしい生活を継続していける地域を目指します。

《横浜型地域包括ケアシステムとは》

横浜市域において、住まいを中心に、医療、介護、生活支援・介護予防が一体的に提供される、包括的な支援・サービスの提供体制のことで、「地域ケアプラザ」を中心に、日常生活圏域ごとに進めていくものです。

- 視点1 「地域ケアプラザ」を中心に、日常生活圏域ごとに推進します
- 視点2 活発な市民活動や企業との協働を進めます
- 視点3 「介護予防・健康づくり」「社会参加」「生活支援」を一体的に推進し、健康寿命の延伸につなげます
- 視点4 医療と介護の連携など、多職種連携の強化を進めます
- 視点5 高齢者が「地域を支える担い手」として活躍できる環境整備を進めるとともに、医療や介護などの人材確保・育成に取り組みます
- 視点6 データに基づく施策立案を進めるほか、デジタル技術を有効に活用すること等により、介護現場における業務改善（生産性向上）に取り組みます

2 計画の概要

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

I 自分らしい暮らしの実現に向けて

- 高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるように、市民意識の醸成に取り組みます。
- 高齢期のライフステージに応じた切れ目のない相談体制を構築するとともに、各種申請手のオンライン化など、市民の利便性向上を図ります。

II いきいきと暮らせる地域づくりを目指して

- 地域との協働を基盤に、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。
- 高齢者になる前からの、健康維持や地域活動等の社会参加の機会を充実します。

III 在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

- 医療や介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実を図ります。
- 医療と介護の連携など、多職種連携の強化を進め、一人ひとりの状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

- 日常生活に支援や手助けが必要になっても、一人ひとりの状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいを整備するとともに、特別養護老人ホームの待機者対策を強化します。
- 自分らしい暮らしの基礎となる施設・住まいに関する相談体制を充実し、一人ひとりの状況に応じたサービスを選択できるよう支援します。

V 安心の介護を提供するために

- 増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上、④介護現場の業務改善（生産性向上）を4本の柱として総合的に取り組みます。

VI 安定した介護保険制度の運営に向けて

- 持続可能な制度運営に向けて、介護サービスの適正化や質の向上を図ります。
- 高齢者施設等における、災害や感染症などの緊急時に備えた体制を整備し、対応力を強化します。

認知症施策推進計画

共生

備え

安心

認知症の人を含めた一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、お互いに人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現が求められています。このため、認知症施策推進計画では、より多くの方が認知症を我が事と捉え、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の人が希望を持って前を向き、力を生かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

① 正しい知識・理解の普及

④ 認知症の人の権利

② 予防・社会参加

⑤ 認知症に理解ある共生社会の実現

③ 医療・介護

介護保険料（第1号被保険者の保険料基準額）

第8期（令和3～5年度）
6,500円



第9期（令和6～8年度）
6,620円

計画書・概要版は、横浜市ホームページから閲覧・ダウンロードできます。

横浜市 ポジティブ

検索

II 介護予防・健康づくり、生きがい推進施策

-介護予防・健康づくり-

No. 1	よこはまウォーキングポイント事業
<p>日常生活の中で気軽に楽しみながら継続して健康づくりに取り組んでいただく事業です。歩数計アプリをダウンロードしたスマートフォンもしくは歩数計を持ち歩くと、歩数に応じたポイントが貯まり、抽選で商品券等が当たります。</p>	
1 対象者 18歳以上の市内在住・在勤・在学の方	
2 参加方法 (1) 歩数計アプリ スマートフォンのアプリストアで「よこはまウォーキングポイント」と検索いただき、アプリをダウンロードして、画面の案内に従い参加登録。 (2) 歩数計 区役所等で配布の申込書に必要事項を記入し、本人確認書類のコピーを添付のうえ、郵送にて申込み（お申込みから歩数計がお手元に届くまで、約1か月かかります）。	
3 費用 (1) 歩数計アプリ ダウンロード無料。ただし、利用にかかる通信料は参加者負担。 (2) 歩数計 本体無料（お一人様1個限り）。ただし、歩数計の送料は参加者負担。	
窓 口	よこはまウォーキングポイント事業(YWP)事務局 0570-080-130 もしくは 045-681-4655 (平日9時30分～17時30分 土・日・休日、年末年始除く)

No. 2	元気づくりステーション事業
<p>身近な場所で健康づくり・介護予防に取り組むグループ活動の立ち上げや活動の継続を支援します。</p>	
1 対象者 市内在住のおおむね65歳以上の方がおおむね10人以上で活動しているグループ	
2 内容 体操・筋トレ・ハマトレ、ウォーキング、認知症の予防に関すること、盆踊りなど様々な活動	
3 活動場所 公園、自治会町内会館、集会所、民間の貸スペースなど	
窓 口	各区 高齢・障害支援課高齢者支援担当【2・3ページ】

No.3 健康診査

心臓病、脳卒中などの循環器疾患を中心とした生活習慣病予防対策のひとつとして、対象者の方に、年度に1度、健康診査を実施します。

1 対象者

横浜市に住所を有する後期高齢者医療制度被保険者の方

横浜市に住所を有する生活保護受給者のうち40歳以上の方

横浜市に住所を有する中国残留邦人等支援給付制度適用の40歳以上の方

但し、次に該当する方は対象となりません。

※介護保険が適用となる特別養護老人ホーム等に入所中の方

※6か月以上の長期入院者

2 受診者負担額

無料

※詳細は下記URLでご確認ください。

健康診査

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kenshin-kensa/kenshin.html>

3 住所地特例者向け健康診査助成制度について(令和4年4月1日から開始)

横浜市から転出し、県外の住所地特例に該当する施設に入所されている方で、引き続き神奈川県が発行する後期高齢者医療制度被保険者証をお持ちの方は、健診費用の助成制度を利用することができます。

■対象者（助成を受けられる方）の要件

次の全ての要件に該当する方が対象です。

- ・神奈川県後期高齢者医療広域連合の被保険者資格を有すること
- ・神奈川県外に住所を有すること（住所地特例制度の対象者であること）
- ・同一年度において、横浜市健康診査を受診していないこと

■申請方法等の問合せ先

詳細は、神奈川県後期高齢者医療広域連合（TEL 0570-001120）にお問い合わせください。

※区役所では受け付けません。

神奈川県後期高齢者医療広域連合ホームページ

<https://www.union.kanagawa.lg.jp/1000011/1000645.html>（外部サイト）

No. 4 **がん検診事業**

検診の種類	受診回数	対象者	費用	検査内容
大腸がん	1年度に1回	40歳以上 (男女)	無料	問診、便潜血検査
胃がん (内視鏡)	2年度に1回	50歳以上 (男女)	2,500円	問診、胃部内視鏡検査
胃がん (エックス線)				問診、胃部エックス線検査
肺がん	1年度に1回	40歳以上 (男女)	680円	問診、胸部エックス線検査
子宮頸がん	2年度に1回	20歳以上 (女性)	1,360円	問診、頸部細胞診検査
乳がん	2年度に1回	40歳以上 (女性)	①マンモグラフィ単独 680円 ②視触診+マンモグラフィ 1,370円	①マンモグラフィ検査単独 ②視触診及びマンモグラフィ検査
前立腺がん	1年度に1回	50歳以上 (男性)	1,000円	血液検査

- ※1 年度内に対象年齢になる方を含みます。
- ※2 胃がん検診について、胃部内視鏡検査と胃部エックス線検査の両方を同一年度に受診することはできません。また、連続する年度に胃部内視鏡検査と胃部エックス線検査を交互に受けることはできませんのでご注意ください。
- ※3 内視鏡検査は検診の途中で確定診断のための病理検査を目的に粘膜片を採取する生検を行う場合があります。この生検は保険診療となりますので、別途費用がかかります。胃がん検診で内視鏡検査を希望される方は、受診当日に保険証を必ずお持ちください。
- ※4 令和5年度から医師が必要と判断した場合の子宮体がんの検査は保険による診療となっています。
- ※5 乳がん検診は視触診が選択制で、マンモグラフィ検査は受診が必須です。視触診とマンモグラフィ検査を別々の医療機関で受けることは可能ですが、マンモグラフィ検査を受けた後に視触診を受診することはできませんのでご注意ください。
(なお、マンモグラフィは、撮影日時時点で40代は2方向、50歳以上は1方向を撮影します。)

検診項目ごとに上記の自己負担額がかかります。ただし、次のいずれかに該当する方は無料で受診できます。

- (1) 70歳以上の方（年度内に70歳になる方も含みます）
- (2) 後期高齢者医療制度の被保険者の方
- (3) 前年度の市・県民税が非課税世帯または均等割のみ課税世帯の方
- (4) 生活保護世帯の方
- (5) 中国残留邦人等支援給付制度適用の40歳以上の方

※詳細は下記URLでご確認ください。

がん検診事業

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kenshin-kensa/seidohenkou.html>

窓口

医療局 がん・疾病対策課 671-2453 各区 福祉保健課健康づくり係【2・3ページ】

No.5

横浜市肝炎対策事業

肝炎ウイルスの感染者を早期に発見し、医療機関での受診に結びつけ、肝炎による健康障害を回避、軽減することを目的とします。

1 対象者

本事業に限らず、過去に肝炎ウイルス検査を受けていない方で、横浜市在住の受診希望者。

ただし、他に肝炎ウイルス検査の受診機会のある方を除きます。（年齢の制限はありません。）

なお、過去に肝炎ウイルス検査を受けた市民でも、再検査の必要性があると医師が認める場合は、初めて検査をした年度の翌年度以降に再検査することができます。

2 受診者負担額

無料

※詳細は下記URLでご確認ください。

横浜市肝炎対策事業

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kenshin-kensa/kanen.html>

窓口

健康福祉局 健康推進課 671-2451 各区 福祉保健課健康づくり係【2・3ページ】

No.6 老人クラブ助成事業

地域を基盤とする高齢者の自主的組織である老人クラブを支援し、その健全な発展を図るために、運営費や事業費に対して補助を行っています。

1 老人クラブへの補助

(1) 対象となる老人クラブ

地域活動やスポーツ活動、文化活動等を通じて、高齢者の生きがいを高め、健康の維持増進を図るとともに豊かな地域社会を築くことを目的として設立した老人クラブで、次の要件をすべて備えていること

ア 会員は、原則として60歳以上であること

ただし、シニアの社会活動の円滑な展開に資するため60歳未満の会員の加入を妨げません。

イ 会員数は、30人以上であること

ウ 原則として老人クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住している方で構成されていること

エ 他の老人クラブ、法人、団体（自治会・町内会は除く）等の全部又は一部として組織され、活動、運営しているものでないこと

オ 老人クラブの活動として政治活動又は宗教活動を行っていないこと

(2) 補助金額

老人クラブの人数規模に応じて月額3,000円から7,100円を補助します。

会員数	助成金額／月
30人～39人	3,000円
40人～49人	3,800円
50人～59人	4,600円
60人～69人	4,900円
70人～79人	5,600円
80人～89人	5,800円
90人～99人	6,000円
100人～109人	6,500円
110人以上	7,100円

2 (公財)横浜市老人クラブ連合会への補助

(1) 主な事業

ア 生きがいと社会参加活動事業 (事業開始 平成 10 年)

老人クラブ会員が、地域の会員以外の高齢者にも参加を呼びかけて、社会奉仕活動、スポーツ・レクリエーション活動を行っています。

イ 友愛活動推進事業 (事業開始 昭和 56 年)

会員一人ひとりが同じ世代の仲間を支え、地域に住む病弱な方や一人暮らし等の高齢者の見守りや話し相手を基本とした友愛活動を行っています。

◆主な活動内容

話し相手、一声安否、電話連絡、新聞等の受領確認、集い等への誘い、居場所・たまり場づくり

ウ ミニ老人クラブ設置事業 (事業開始 平成 20 年)

自治会・町内会レベルの地域に住んでいるおおむね 60 歳以上の方で構成する、生活や地域を豊かにする活動を定期的に行うことを目的とした、10 人以上 30 人未満のグループの活動助成を行っています。

エ 市老連活性化プロジェクト (事業開始 令和 4 年)

老人クラブ数・会員数が減少傾向であることから、未設置地域の加入希望者が加入できるよう、広域的な地域を対象とした「広域老人クラブ」を設立・育成するなど、様々な加入促進活動等を行っています。

オ 横浜シニア大学事業 (事業開始 昭和 51 年)

高齢期にふさわしい教養と社会的能力を身につけることを目指した講座を市内の老人福祉センター等で開催しています。

カ 健康づくり推進事業 (事業開始：平成 22 年)

地域の広場 (街区公園等) を活用し、単位老人クラブが中心になって、ウォーキングや市民に馴染みのある体操を組み合わせ、地域における日常的な健康づくり・介護予防活動を実施。

- ・体操ひろば事業 (25 年度から実施)

実施回数：それぞれ週 3 回から毎日の開催

- ・シニアの祭典 (29 年度から実施) ※28 年度まではシニアスポーツの祭典

会場：横浜武道館 実施日：令和 5 年 3 月 15 日 入場者数：約 1,600 名

- ・各種スポーツ大会等 (ねんりんピック予選会など) の開催など

愛称『かがやきクラブ横浜』について (平成 28 年 1 月～)

横浜市老人クラブ連合会では、老人クラブのイメージアップを図るとともに、横浜らしさ、健康で明るく元気な高齢者を連想する「愛称」を決めました。様々な老人クラブ活動を通じて、市民の皆様にご親しんでいただきたいと思います。



(ノルディックウォークの様子)

窓 □

(公財) 横浜市老人クラブ連合会 433-1256 (愛称：「かがやきクラブ横浜」)
各区 高齢・障害支援課【2・3ページ】

No. 7	敬老特別乗車証交付事業																							
<p>高齢者が心身共に健康な生活を送るとともに、気軽に外出して社会参加できるよう敬老特別乗車証を交付します。</p>																								
<p>1 交付対象者 市内に居住している 70 歳以上の希望者</p>																								
<p>2 利用できる交通機関 ①横浜市営バス、②横浜市営地下鉄、③民営バス 10 社（江ノ電バス、小田急バス、神奈川中央交通、株式会社フジエクスプレス、川崎鶴見臨港バス、京浜急行バス、東急バス、相鉄バス、大新東、横浜交通開発株式会社）、④川崎市営バス（「たまプラーザ駅～向ヶ丘遊園駅」区間のみ）、⑤金沢シーサイドライン</p>																								
<p>3 乗車できる区間 ○市営バス、市営地下鉄、金沢シーサイドライン：全線利用可 ○民営バス：横浜市内の停留所を含む区間（横浜市内の停留所を含む区間を運行する運行系統であれば、市外停留所において乗車し、かつ、降車する場合でも利用可）</p>																								
<p>4 利用者負担金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象となる人（70 歳以上）</th> <th style="text-align: center;">利用者負担額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">障害者等</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">現年度の市民税が 非課税の人</td> <td>世帯全員が非課税の方 (生活保護受給者を含む)</td> <td style="text-align: center;">3,200 円</td> </tr> <tr> <td>世帯に課税者がいる方</td> <td style="text-align: center;">4,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">現年度の市民税が 課税されている人</td> <td>前年分の合計所得金額が 150 万円未満</td> <td style="text-align: center;">7,000 円</td> </tr> <tr> <td>前年分の合計所得金額が 150 万円以上 250 万円未満</td> <td style="text-align: center;">8,000 円</td> </tr> <tr> <td>前年分の合計所得金額が 250 万円以上 500 万円未満</td> <td style="text-align: center;">9,000 円</td> </tr> <tr> <td>前年分の合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満</td> <td style="text-align: center;">10,000 円</td> </tr> <tr> <td>前年分の合計所得金額が 700 万円以上</td> <td style="text-align: center;">20,500 円</td> </tr> </tbody> </table>			対象となる人（70 歳以上）		利用者負担額（年額）	障害者等		無料	現年度の市民税が 非課税の人	世帯全員が非課税の方 (生活保護受給者を含む)	3,200 円	世帯に課税者がいる方	4,000 円	現年度の市民税が 課税されている人	前年分の合計所得金額が 150 万円未満	7,000 円	前年分の合計所得金額が 150 万円以上 250 万円未満	8,000 円	前年分の合計所得金額が 250 万円以上 500 万円未満	9,000 円	前年分の合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満	10,000 円	前年分の合計所得金額が 700 万円以上	20,500 円
対象となる人（70 歳以上）		利用者負担額（年額）																						
障害者等		無料																						
現年度の市民税が 非課税の人	世帯全員が非課税の方 (生活保護受給者を含む)	3,200 円																						
	世帯に課税者がいる方	4,000 円																						
現年度の市民税が 課税されている人	前年分の合計所得金額が 150 万円未満	7,000 円																						
	前年分の合計所得金額が 150 万円以上 250 万円未満	8,000 円																						
	前年分の合計所得金額が 250 万円以上 500 万円未満	9,000 円																						
	前年分の合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満	10,000 円																						
	前年分の合計所得金額が 700 万円以上	20,500 円																						
窓 口	各区 高齢・障害支援課【2・3ページ】																							

No. 8	在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業	
<p>国籍要件や住所要件により公的年金制度に加入できなかった期間があるため、国民年金法が適用されない在日外国人や長期海外在住日本人の高齢者・障害者の福祉の向上を図ることを目的として、福祉給付金を支給します。</p>		
<p>1 高齢者：月額 22,000 円 2 障害者 重度：月額 43,500 円 中度：月額 31,500 円</p>		
窓 口	<p>1 健康福祉局 高齢健康福祉課生きがい係 671-2406 2 健康福祉局 障害自立支援課福祉給付係 671-3891</p>	

No.9	ヨコハマさわやかスポーツ普及事業
<p>子どもから高齢者まで市民が身近な施設や場所で気軽にニュースポーツを楽しむ機会を提供することにより、市民の健康・体力づくりや生涯スポーツの推進を図ります。</p>	
<p>1 事業内容</p> <p>(1) シャフルボード、インディアカ、ペタンク、バウンドテニス、ディスクゴルフ、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、輪投げ、ドッジビー、ボッチャ、モルックなどの体験会、交流会及びフェスティバルの開催</p> <p>(2) 指導者の派遣、用具の貸出し ※用具の貸出しは、各区スポーツセンターへお問合せください。</p>	
<p>2 実施団体</p> <p>(公財) 横浜市スポーツ協会、各区さわやかスポーツ普及委員会</p>	
<p>3 事務局</p> <p>(公財) 横浜市スポーツ協会地域連携課</p>	
窓 口	にぎわいスポーツ文化局 スポーツ振興課 671-3583

No.10	横浜国際プール
<p>各種水泳教室(一部を紹介)</p> <p>体力の維持・回復のためのプールエクササイズや初心者から上級者まで幅広い方が楽しめる水泳教室を実施しております。</p> <p>(1) 初心者向けクラス(クロール・背泳ぎの習得を目指します)</p> <p>(2) 中級者向けクラス(平泳ぎの習得を目指します)</p> <p>(3) 上級者向けクラス(バタフライの習得を目指します)</p> <p>(4) トレーニングクラス(4種目の泳力向上を目指します)</p> <p>(5) 水中健康教室(体力の維持・回復のためのエクササイズを実施)</p> <p>※費用・回数・開催曜日など 各教室による(詳細はお問い合わせください)</p>	
<p>横浜国際プール</p> <p>電 話：592-0453</p> <p>所在地：〒224-0021 横浜市都筑区北山田 7-3-1</p> <p>交 通：市営地下鉄北山田駅下車徒歩5分</p>	
窓 口	横浜国際プール 592-0453

1 スポーツプログラムサービス(SPS)

「スポーツプログラムサービス (SPS)」とは、1日で医学的検査・運動負荷試験・体力測定を行う“スポーツ版人間ドック”です。その日のうちに結果が出て、その結果に基づいた運動・栄養・生活についてのアドバイスを行います。

SPSを毎年受診することが、自らの健康管理につながり、安心して運動を生活に取り入れることができます。

(1) 検査項目

医学的検査項目	体力測定項目
血液・尿	筋力（上肢・下肢）
安静時心電図	敏捷性・柔軟性
胸部X線・骨量測定	全身持久力・歩行能力
運動負荷試験	形態、体組成
内科診察・食事調査	バランス・瞬発力

(2) 費用

対象者	料 金
横浜市民（19～64歳）	15,000円
〃（ジュニア（18歳以下）・65歳以上・障害者手帳所持）	7,500円
その他の地域の方（19～64歳）	17,000円
〃（ジュニア（18歳以下）・65歳以上・障害者手帳所持）	8,500円

2 医学的運動療法 ～Medical Exercise Course＝MEC(メック)～

内科・整形外科の疾患について、積極的に身体を動かすことで改善を図る医学的運動療法です。医師からの処方に基づき、健康運動指導士等が指導を行います。

(1) MECの種類

コース名	概要
有酸素コース	体育館等で有酸素運動を行います。
膝・腰コース	腰痛・膝痛の改善に特化した運動を行います。
プールコース	浮力や水圧を利用した水中運動や水泳を行います。

(2) 受診までの流れ

MEC受診を希望の方は当センターの「内科（循環器）」「整形外科（スポーツ整形）」を受診後、医師の処方に基づき運動療法を開始します。

■MECに適した症状

内科 （循環器）	肥満症・高血圧症・脂質異常症・糖尿病・高尿酸血症・心臓病 など
整形外科 （スポーツ整形）	腰痛・膝痛・間接疾患・ロコモティブシンドローム（運動器症候群） など

(3) 費用

1,530円/回（医療費控除対象）

※費用は保険診療対象外です

※医療費控除を受けるためには、概ね週1回以上、8週以上の参加が必要となります。

3 運動の実践

(1) スポーツプログラムサービス（SPS）受診後、個人に適した運動の実践ができます。

ア スポーツ教室（SPS フォロー水泳、SPS フォローアクアビクス）

■費用

週1回コース	月額7,260円
週2回コース	月額10,500円
週3回コース	月額14,670円

別途、スポーツ傷害保険料、1人あたり年額1,000円が必要です。

イ 筋力向上・姿勢改善教室

■費用

週1回コース	月額7,340円
週2回コース	月額12,230円
週3回コース	月額17,010円

別途、スポーツ傷害保険料、1人あたり年額1,000円が必要です。

(2) 初心者・初級者対象の気軽に参加できる教室です。

（スポーツプログラムサービス（SPS）の受診はいりません）

健康・文化教室

- * 太極拳
- * 健康ヨーガ
- * フラダンス
- * シェイプアップボクシング
- * ピラティス
- * ハワイアンキルト 等

各教室、4期にわけて開催しています。各期、事前の申し込みが必要です。

■費用 5,180～13,200円*

*開催回数により、価格が変更になる場合があります。

スポーツ医科学センター

電話：477-5050

所在地：〒222-0036 港北区小机町3302-5 日産スタジアム内

交通：JR新横浜駅北口、市営地下鉄8番出口、相鉄・東急新横浜線出口下車徒歩15分
JR小机駅下車徒歩15分

窓口

（公財）横浜市スポーツ協会 スポーツ医科学センター事務管理部 477-5050

No.12 高齢者・中高年健康教室

日常生活で運動不足・体力不足を補うため、体操・軽スポーツを中心に体力づくりを行います。

1 内容

健康体操、道具を使ったスポーツほか

2 対象及び場所

※「SC」はスポーツセンターの略。

	教室名	施設名	対象	曜日	回数	定員
1	太極拳・いきいき健体づくり・転倒予防体力アップ・体カステップアップ・エンジョイ健康づくり	鶴見 SC	詳細は下記施設にお問合せください			
2	脱メタボ・ロコモ・太極拳にっこりしっかり健康体操シニアビクスなど	神奈川 SC				
3	朝の体操・かんたんピラティスらくらく体操・かんたんヨガ・リラックスヨガ・気功太極拳・生活習慣病予防改善など	西 SC				
4	シニアストレッチ・日本舞踊エクササイズ・ひまわり健康体操・太極拳・生活習慣病予防・エンジョイスポーツ・ラージボール卓球など	中 SC				
5	ウィクリーエクササイズ・シニアエアロビクス・シニアのためのからだ改善・トータルフィットネス・てんこつ体操・お元気体操・太極拳など	港南 SC				
6	モーニング太極拳	保土ヶ谷 SC	16歳以上	月	10	50
7	太極拳	保土ヶ谷 SC	16歳以上	木	10	100
8	にこにこ健康	保土ヶ谷 SC	65歳以上	水	10	80
9	筋力バランス向上	保土ヶ谷 SC	50歳以上	火	10	50
10	簡単筋トレ&ウォーキング	保土ヶ谷 SC	65歳以上	水	10	35
11	らくらく筋トレ	保土ヶ谷 SC	65歳以上	金	10	50
12	転倒骨折予防	旭 SC	60歳以上	火	10 ～ 13	30
13	キラッとほつらつ	旭 SC	55歳以上	水	10 ～ 13	50
14	ニコニコ機能体操	旭 SC	16歳以上	水	8	10
15	ココラカ元気クラブ	旭 SC	55歳以上	水	10 ～ 13	10

16	いつまでも健康	旭 SC	60 歳以上	木 金 土	10 ～ 13	18
17	モリモリ健康力 UP	旭 SC	55 歳以上	金	10 ～ 13	50
18	太極拳	旭 SC	16 歳以上	金	10 ～ 13	40
19	13 時転倒予防・14 時転倒予防・いきいき健康体操・ハッピー健康体操・ホップステップ脚力アップ①②・太極拳など	磯子 SC	詳細は下記施設にお問合せください			
20	肩腰膝改善・はつらつ体操・らくらく体力づくり・リハビリ体操・女性健康体操・ボディコンディショニング・生活習慣病予防・太極拳など	金沢 SC				
21	太極拳・チャレンジ健康・転倒骨折予防教室・マイペース健康・やさしい健康教室・骨盤調整ヨガ・女性健康など	港北 SC				
22	転倒予防・元気に健美操・のびのび健身操・初めての運動・フレフレ！フレイル予防 with MAQUP・シルバー健康体操・女性のためのビューティーフィットネス・楽しい健康体操・頭カラダ体操・姿勢コンディショニング・歌声健康動場・太極拳など	緑 SC				
23	中高年らくらくトレーニング・背骨コンディショニング・太極拳・健美操・らくらく健康タイム・コグニサイズ	青葉 SC				
24	らくらくトレーニング&ストレッチ・いきいき健康体操・太極拳・腰痛予防トレーニング&ストレッチなど	都筑 SC				
25	一番やさしい健康体操、のびのび体操、ヨガ、ピラティス、太極拳など	戸塚 SC				
26	リハビリスポーツ、お元気体操、いきいき体操、太極拳など	栄 SC				
27	コツコツ体操・はつらつ健康・いきいき元気・気功・太極拳など	泉 SC				

※各 SC の教室内容は、各施設へ直接お問合せください。

窓 口	各施設へ直接お問合せください。 ※施設整備休館（金沢・都筑・瀬谷 SC）がございます。					
		施設名	連絡先		施設名	連絡先
	1	鶴見 SC	584-5671	10	金沢 SC	785-3000
	2	神奈川 SC	314-2662	11	港北 SC	544-2636
	3	西 SC	312-5990	12	緑 SC	932-0733
	4	中 SC	625-0300	13	青葉 SC	974-4225
	5	南 SC	743-6341	14	都筑 SC	941-2997
	6	港南 SC	841-1188	15	戸塚 SC	862-2181
	7	保土ヶ谷 SC	336-4633	16	栄 SC	894-9503
	8	旭 SC	371-6105	17	泉 SC	813-7461
	9	磯子 SC	771-8118	18	瀬谷 SC	302-3301

No.13	シャフルボードコート設置運営事業
<p>高齢者にも適したスポーツであるシャフルボード専用のコートを設置し、市民の利用に供することができるよう管理・運営しています。</p> <p>1 シャフルボード専用コート 都筑区長坂 15（葛ヶ谷公園内）</p> <p>2 管理運営 葛が谷コート利用者団体協議会</p>	
窓 口	健康福祉局 高齢健康福祉課生きがい係 671-3920

No.14 シルバー人材センター事業

高齢者に適した臨時的・短期的（月 10 日程度）またはその他の軽易な仕事（週 20 時間を超えない程度）を個人家庭・民間企業・公共団体等から引き受け、仕事の内容に合わせた就業形態で会員に提供しており、就業した会員に対しては、実績に応じた配分金（報酬）または賃金が支払われます。また、身近な地域での就業等の場を増やし、高齢者自身の福祉の増進や活力ある地域社会づくりにも寄与しています。

1 センター業務の特色

(1) 請負・委任事業

センターが企業、個人家庭、公共機関からの仕事を請け負い、仕事の職種・内容に応じて就業を希望する会員に委託します。この場合、会員と発注者・センターの間には雇用関係はありません。そのため、仕事に関する発注者からの直接的な指揮命令も受けません。労災（労働者災害補償保険）等の社会保険の適用はありませんが、就業中のケガや物損事故、または就業途上でのケガについては、センターが加入しているシルバー保険が適用されます。

(2) 労働者派遣事業

シルバー派遣事業で働く場合は、会員は労働契約により、派遣労働者として神奈川県シルバー人材センター連合会に雇用され、就業場所である会社などに派遣されて、その派遣先の指揮命令を受けて業務に従事します。

(3) 職業紹介事業

職業紹介事業とは一定期間「アルバイト」や「パート社員」を採用したい事業所等に「雇用関係」を結ぶことを条件に人材を紹介する事業です。

(4) 事業・ボランティア・サークル活動

会員の技術や技能向上を図るため、各種技能講習会の開催や会員の経験・知識を活かした「野菜直売」、「小学生の学習支援」等、様々な事業を展開しています。また、会員が主体となり、自主的なボランティア活動や趣味のサークル活動も行っています。

2 会員資格

市内在住のおおむね 60 歳以上で、健康で働く意欲があり、シルバー人材センターの事業趣旨に賛同できる方

3 会員の登録

会員登録を希望する方は、下記のいずれかの方法でご登録いただけます。

①シルバー人材センターに来所して登録（所要時間：60 分程度）

※事前に本部又は各事務所まで、窓口、電話のいずれかの方法でお申し込みください。

②オンライン登録（所要時間：20 分程度）

※シルバー人材センターのホームページ上で登録手続きができます。（来所は不要です。）

①・②ともに会員登録料無料（暫定措置）、翌年度以降は年会費 1,200 円をお支払いいただきます。

	名称	担当区域	住所	TEL	FAX
窓 口	公益財団法人 横浜市 シルバー人材センター	(本部)	港南区上大岡西 1-6-1 ゆめお おおかオフィスタワー13階	847-1800	847-1716
	シルバー人材センター 神奈川事務所	鶴見区・神奈 川区・港北区	神奈川区立町 20-1 横浜市 うらしま荘 2階	402-4832	402-4835
	シルバー人材センター 南事務所	西区・中区・ 南区	南区睦町 1-15-15 睦町市街 地住宅 2階	721-0600	721-0722

	シルバー人材センター 港南事務所	戸塚区・港南区・泉区	港南区上大岡西 1-6-1 ゆめお おおかオフィスタワー13階(本部内)	342-9600	847-1716
	シルバー人材センター 保土ヶ谷事務所	保土ヶ谷区・旭区・瀬谷区	保土ヶ谷区星川 1-4-10 ハ イツリヴァ・スター 1階	331-1780	331-6833
	シルバー人材センター 磯子事務所	磯子区・金沢区・栄区	磯子区洋光台 5-7-5	832-3511	831-3281
	シルバー人材センター 緑事務所	緑区・青葉区・都筑区	緑区中山 2-1-1 ハーモニー みどり 2階	935-0677	935-0688

No.15	高齢者優待入浴事業
<p>高齢者に市内の公衆浴場を利用した入浴サービスを行い、健康の維持、高齢者同士のつながりの促進を図ります。</p> <p>1 対象者：市内に居住する 65 歳以上の高齢者</p> <p>2 実施回数：月 1 回の利用で通年実施（年 12 回） （横浜市浴場協同組合発行の高齢者優待入浴券をお持ちの方のみ）</p> <p>3 利用者負担金額：1 回 230 円</p>	
窓口	健康福祉局 高齢健康福祉課生きがい係 671-3920

No.16	敬老月間事業
<p>多年にわたり社会に貢献された高齢者に敬意を表し、高齢者の長寿を祝い、生きがい・健康づくりを進めるとともに高齢者福祉の意識の高揚を図るため、次のような行事を行います。</p> <p>1 実施期間 9月1日～9月30日</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 高齢者訪問（区内最高齢者等）</p> <p>(2) 記念品等の送付（市内に1年以上居住している100歳以上の高齢者）</p> <p>(3) 期間中の市内文化施設等の優待利用 （過去に実施した施設：金沢動物園、よこはま動物園ズーラシア、そごう美術館、帆船日本丸・横浜みなと博物館、ランドマークタワー、ふれーゆ、日本郵船氷川丸、日本郵船歴史博物館、横浜人形の家、横浜マリントワー）、YOKOHAMA AIR CABIN</p> <p>※実施施設は毎年度異なります。 ※実施内容、期間は施設により異なりますので、利用の際は施設等へ問合せください。</p>	
窓 口	各区 高齢・障害支援課【2・3ページ】

No.17	高齢者のための優待施設利用促進事業
<p>高齢者に敬意を払う社会を醸成するとともに、高齢者が楽しく元気に過ごせるよう、文化施設や飲食店などの協賛店舗・施設を優待利用できる「濱ともカード」を65歳以上の市民に交付しています。</p> <p>1 事業状況(令和6年1月1日現在)</p> <p>(1) 累計カード交付数 1,113,631枚（令和6年1月1日現在）</p> <p>(2) 濱とも協賛店数 1,782施設（令和6年1月1日現在）</p> <p>2 カード交付方法</p> <p>65歳到達時に介護保険被保険者証と同封し郵送いたします。なお、65歳以上でまだお持ちでない人は、区役所高齢・障害支援課窓口で身分証明書提示の上、受けとることができます。</p> <p>3 カードの利用方法</p> <p>カードをご利用いただく協賛店・施設で提示してください。カードが利用できる店舗・施設は以下から確認できます。</p> <p>※ウェブサイト「濱とも協賛店一覧」https://cgi.city.yokohama.lg.jp/kenkou/kourei/hamatomo/</p>	
窓 口	各区 高齢・障害支援課【2・3ページ】

No.18 **全国健康福祉祭（ねんりんピック）参加事業**

全国健康福祉祭とは、人生の年輪を重ね、豊かな知識と経験を積んだ、はつらつとした高齢者（60歳以上。一部種目を除く）を中心に開催されるスポーツ・文化・福祉などの総合イベントです。

この大会は、高齢者を中心とする国民の健康維持・増進、社会参加、生きがいつくりの促進を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的に開催されており、本市では、種目ごとの予選会を実施し、大会参加者を選抜しています。

1 ねんりんピック開催地

4年度：神奈川県、5年度：愛媛県、6年度：鳥取県

2 令和6年度の大会の概要

大会名	第36回全国健康福祉祭とっとり大会 (ねんりんピックはばたけ鳥取2024)
期間	令和6年10月19日(土)～10月22日(火)：4日間
開催地	鳥取県内の19市町村 鳥取市、米子市、岩見町、八頭町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、境港市、南部町、智頭町、伯耆町、日南町、若桜町、江府町、日野町、湯梨浜町、三朝町、倉吉市
参加予定種目	27種目 ①卓球 ②テニス ③ソフトテニス ④ソフトボール ⑤ゲートボール、⑥ペタンク、⑦ゴルフ、⑧マラソン ⑨弓道 ⑩剣道 ⑪ローイング ⑫水泳 ⑬グラウンド・ゴルフ ⑭ボウリング ⑮サッカー ⑯ソフトバレーボール ⑰ウォークラリー ⑱太極拳 ⑲ターゲット・バードゴルフ ⑳バウンドテニス ㉑ダンススポーツ ㉒サイクリング ㉓囲碁 ㉔将棋 ㉕民謡 ㉖健康マーじゃん ㉗eスポーツ
参加予定人数	最大201人（選手・監督等）

3 令和6年度選考会実施団体

団体名	種目
(公財)横浜市スポーツ協会	卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゴルフ、マラソン、弓道、剣道、ローイング、水泳、ボウリング、サッカー、ウォークラリー、太極拳、ターゲット・バードゴルフ、バウンドテニス、ダンススポーツ
(公財)横浜市老人クラブ連合会	ゲートボール、ペタンク、グラウンド・ゴルフ、囲碁、将棋
各競技団体からの推薦 (選考会開催等)	ソフトバレーボール、サイクリング、健康マーじゃん、eスポーツ

※俳句は参加人数制限がないため選考は行いません。

※バウンスボールは競技団体がなく選考ができないため、本市からの派遣はありません。

※参加種目は、年度によって変更があります。

窓口 健康福祉局 高齢健康福祉課生きがい係 671-2406

No.19 よこはまシニアボランティアポイント事業

元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、ポイントに応じて寄付又は換金することができます。

1 対象者

65歳以上の横浜市民（介護保険の第1号被保険者）で、登録研修会を受講した人

2 対象となる活動(対象施設のうち、受入を申し出た事業所での活動が対象)

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム | <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 |
| <input type="checkbox"/> 特定施設（有料老人ホーム） | <input type="checkbox"/> 養護老人ホーム |
| <input type="checkbox"/> デイサービス（通所介護） | <input type="checkbox"/> デイケア（通所リハ） |
| <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 | <input type="checkbox"/> グループホーム（認知症対応型共同生活介護） |
| <input type="checkbox"/> ショートステイセンター | <input type="checkbox"/> ケアハウス |
| <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護 | |
| <hr/> | |
| <input type="checkbox"/> 地域ケアプラザ | |
| <hr/> | |
| <input type="checkbox"/> 老人福祉センター | |
| <hr/> | |
| <input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点 | <input type="checkbox"/> 親と子のつどいの広場 |
| <hr/> | |
| <input type="checkbox"/> 病院・診療所 | <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設 |
| <hr/> | |
| <input type="checkbox"/> 中途障害者地域活動センター | <input type="checkbox"/> 障害者支援施設 |
| <input type="checkbox"/> 障害者地域活動ホーム | <input type="checkbox"/> 障害児入所施設 |
| <input type="checkbox"/> 精神障害者生活支援センター | <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所 |
| <hr/> | |
| <input type="checkbox"/> 配食・会食サービス
(地域ケアプラザ、自治会町内会館や地区センター等で行う配食・会食) | |
| <hr/> | |
| <input type="checkbox"/> 介護予防普及啓発事業 | <input type="checkbox"/> 元気づくりステーション事業 |
| <hr/> | |
| <input type="checkbox"/> 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB） | |
| <hr/> | |
| <input type="checkbox"/> 認知症カフェ、スローショッピング | |

ポイント：1日（概ね30分以上の活動）200ポイント
 年間8,000ポイントを上限に寄付または換金
 （1,000ポイント以上貯まった場合）
 （1ポイント＝1円換算）

窓口 健康福祉局 介護保険課 671-4252

-利用できる施設-

No.20	老人福祉センター						
<p>地域の高齢者が、健康で明るい生活を送れるよう、健康相談や、生活相談など各種の相談を行ったり、健康づくり、教養の向上及びレクリエーションの機会を提供し、高齢者の社会参加を支援します。</p> <p>1 利用できる人</p> <p>(1) 市内に居住する60歳以上の者及び付添者</p> <p>(2) 市内に居住する者の父母・祖父母又は子で、60歳以上の者</p> <p>2 利用方法</p> <p>センターの受付で、老人福祉センター利用証を提示して下さい。初めての人はマイナンバーカード、敬老特別乗車証、濱ともカード、運転免許証、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、など年齢の確認できるものを受付に提示すると利用証の交付を受けることができます。団体で各部屋を利用する場合は、所定の日までに利用申込書により申し込みます。利用料は無料です。</p>							
名称	所在地	電話	FAX	利用定員(人)	指定管理者	開設年度	休館日
ユートピア青葉	青葉区もえぎ野4-2	(974)5400	(974)5405	150	(福)市社会福祉協議会	H9	第三月曜日
福寿荘	旭区白根2-33-2	(953)5315	(953)5317	250	よこはま健康福祉サポーターズ	S48	最終火曜日
泉寿荘	泉区西が岡3-11	(813)0861	(813)0862	150	NPO法人中川コミュニティグループ	S63	第三日曜日
喜楽荘	磯子区磯子3-1-41	(753)2861	(753)2863	150	(一社)磯子区民利用施設協会	S49	第四月曜日
うらしま荘	神奈川区立町20-1	(401)5640	(401)5640	150	NPO法人こらぼネット・かながわ	S62	第三月曜日
晴嵐かなざわ	金沢区泥亀1-21-5	(782)2908	(782)2909	150	(公財)市老人クラブ連合会	H11	最終土曜日
蓬莱荘	港南区港南台6-22-38	(832)0811	(832)0813	280	〃	S49	第四火曜日
菊名寿楽荘	港北区菊名3-10-20	(433)1255	(433)2895	150	〃	S47	〃
翠風荘	栄区野七里2-21-1	(891)4141	(891)4143	250	NPO法人さかえ区民活動支援協会	S51	〃
瀬谷和楽荘	瀬谷区瀬谷3-18-1	(303)4400	(303)4464	150	NPO法人区民施設協会・せや	S55	第三月曜日
つづき緑寿荘	都筑区葛が谷2-1	(941)8380	(942)3979	250	(福)市社会福祉協議会	S59	最終火曜日
鶴寿荘	鶴見区馬場4-39-1	(584)2581	(584)2583	150	NPO法人鶴見区民地域活動協会	S63	第四月曜日
戸塚柏桜荘	戸塚区戸塚町2304-5	(865)3281	(865)3283	150	(福)朋光会	H2	第三日曜日
麦田清風荘	中区麦田町1-26-1	(664)2301	(664)2302	150	(一社)中区民活動支援協会	S62	第一月曜日
野毛山荘	西区老松町26-1	(261)1290	(261)1293	150	(福)市社会福祉協議会	H5	第三月曜日
狩場緑風荘	保土ヶ谷区狩場町295-2	(742)2311	(741)2216	250	(公財)市老人クラブ連合会	S55	第四火曜日
緑ほのぼの荘	緑区十日市場町825-1	(985)6323	(985)6324	150	(福)神奈川県匡済会	H7	第三月曜日
南寿荘	南区南太田2-32-1	(741)8812	(741)8813	150	NPO法人みなみ区民利用施設協会	S53	〃
<p>※1 利用時間は9時～17時(ただし、会議室等、センターの利用時間と異なる部屋があります。)</p> <p>※2 休館日は、変更になる場合があります。(祝日の場合は翌日に振替等)その他年末年始や、大規模な改修工事の際は休館します。</p>							
窓口	各老人福祉センター、各区 地域振興課区民施設担当【2・3ページ】						

No.21 高齢者保養研修施設ふれーゆ

横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆは、保養、健康づくり、高齢者の交流を促進する場として、いきいきとしたシルバーエイジの実現を支援します。

鶴見つばさ橋をのぞむモダンな建物は、老若男女どなたでもご利用になれます。(温水プール、大浴場は有料) なお、当施設は資源循環局鶴見工場の余熱を利用しています。

1 所在地

横浜市鶴見区末広町 1-15-2 電話 (521) 1010 FAX (642) 8150

2 交通

JR鶴見駅東口または京浜急行京急鶴見駅より川崎鶴見臨港バス 8 番乗場から「ふれーゆ行」に乗り、終点で下車

3 休館日

毎月第 2 火曜日(7 月・8 月を除く)、年末年始及び施設点検日

4 利用時間

4 月～9 月：9 時～21 時

10 月～3 月：9 時～20 時

5 施設内容

温水プール (25mプール、流水プール、クアプール、子供プール、ジャグジー)、大浴場 (全身浴、つぼ湯、寝湯、ぬる湯、低温サウナ)、大広間、展示温室、多目的室、駐車場他

種別	単位	高齢者	大人	子ども
プール	1 人 2 時間	500 円	800 円	300 円
大浴場	1 人 1 回	500 円	800 円	300 円
セット	プール・大浴場	800 円	1,400 円	400 円

※休館日は変更になる場合があります。その他年末年始や、大規模な改修工事の際は休館します。

窓口 健康福祉局 高齢健康福祉課生きがい係 671-3920

No.22 老人憩いの家

地域の高齢者に対して、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、高齢者の社会参加を支援します。

1 利用できる人

原則として本市に在住する 60 歳以上の者

2 利用方法

老人福祉センター利用方法に準じます。

名 称	所 在 地	電 話	収容 人数	休館日
金沢老人憩いの家	金沢区町屋町 16-28 伝心寺内	(781) 8820	35 名程度	日、祝日、年末年始
佐江戸老人憩いの家	都筑区佐江戸町 2020 佐江戸町内会館内	(932) 9989	35 名	直接お問合せください

※ 利用時間はいずれも 9 時～17 時

窓 口 各区 地域振興課区民施設担当【2・3 ページ】、各老人憩いの家

Ⅲ 介護保険外のサービス

-在宅の要援護高齢者への支援-

No.23	ねたきり高齢者等日常生活用具（あんしん電話）貸与事業						
<p>あんしん電話（緊急通報装置）を貸与し、緊急時に即応できる連絡網を整備します。</p> <p>1 対象者 市内在住のおおむね 65 歳以上の寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者等で緊急事態が発生するおそれがあり、緊急時の連絡網が必要と認められる人</p> <p>2 貸与・設置品目 緊急通報装置（あんしん電話）</p> <p>3 費用 利用者の属する世帯の「生計中心者の市民税課税状況」に応じて変わります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">生計中心者の課税状況</th> <th style="text-align: center;">費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護受給世帯 市民税非課税世帯</td> <td>緊急受信センター利用料（利用の場合） 250 円/月（税別）</td> </tr> <tr> <td>市民税課税世帯</td> <td>通報装置使用料 650 円/月（税別） 緊急受信センター利用料（利用の場合） 250 円/月（税別）</td> </tr> </tbody> </table> <p>あんしん電話をご利用いただくためには、固定電話の回線と電話機が必要です。 固定電話のために必要な手続きや料金の支払いについては、ご自身で行っていただきます。</p>		生計中心者の課税状況	費用	生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	緊急受信センター利用料（利用の場合） 250 円/月（税別）	市民税課税世帯	通報装置使用料 650 円/月（税別） 緊急受信センター利用料（利用の場合） 250 円/月（税別）
生計中心者の課税状況	費用						
生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	緊急受信センター利用料（利用の場合） 250 円/月（税別）						
市民税課税世帯	通報装置使用料 650 円/月（税別） 緊急受信センター利用料（利用の場合） 250 円/月（税別）						
窓 口	各区 高齢・障害支援課高齢者支援担当【2・3ページ】						

No.24	高齢者食事サービス事業
<p>配食サービス事業者が、直接訪問して食事をお渡しし、安否確認を行います。</p> <p>1 対象者 市内在住のひとり暮らしの中重度要介護者（要介護 2 以上及び要介護 1・要支援者等で、低栄養状態の恐れが高い又は認知症があり、食事の用意が困難な人のうち、必要と認められた人） なお、ケアマネジャーや地域包括支援センター（地域ケアプラザなど）との事前相談（利用調整）が必要になります。</p> <p>2 利用回数 1日1食 週5日まで</p> <p>3 利用料 食材料費等実費相当額（1食あたり 720 円以内。ただし、治療食の場合は 720 円を超えることもあります。）</p>	
窓 口	各区 高齢・障害支援課高齢者支援担当【2・3ページ】

No.25	生活支援サービス高齢者見守り協働事業（生活あんしんサポート事業）
<p>横浜市と、掃除や買い物などの日常生活を支援するサービスを提供している民間事業者が協定を締結し、横浜市は高齢者に対し生活支援事業者の情報提供を、事業者はサービスを提供する際、利用者に異変などがあった場合、親族へ連絡するなどの見守りを行う協働事業を実施しています。</p>	
<p>1 対象者 生活支援サービスの利用を希望する高齢者等</p>	
<p>2 事業者 生活協同組合、社会福祉法人、NPO 法人等</p>	
<p>3 利用料金 サービス・商品の代金は自己負担です。</p>	
窓 口	健康福祉局 高齢在宅支援課 671-2405

No.26	ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業
<p>ねたきりや認知症の状態にある在宅の高齢者を対象に、紙おむつを給付します。</p>	
<p>1 対象者 市内在住の在宅の介護保険上の要介護者（要介護4又は5の人及び要介護1～3で必要と認められた人）で、ねたきりまたは認知症の状態にあり、かつ属する世帯が生活保護世帯または市民税非課税世帯の人。</p>	
<p>2 利用料 費用の1割（生活保護受給世帯等は無料）</p>	
<p>3 利用限度額 (1) 要介護4又は5に該当する人・・・4単位（8,000円/月） (2) 要介護1～3に該当し必要と認められた人・・・3単位（6,000円/月）</p>	
窓 口	各区 高齢・障害支援課高齢者支援担当【2・3ページ】

No.27	訪問理美容サービス事業
<p>訪問による理容・美容サービスを提供します。</p>	
<p>1 対象者 市内在住のおおむね65歳以上で要介護4又は5に認定された人等で、理容所・美容所へ出かけることが困難な在宅の高齢者</p>	
<p>2 利用料 1回2,000円（カットのみ）</p>	
<p>3 利用回数 年6回まで</p>	
窓 口	各区 高齢・障害支援課高齢者支援担当【2・3ページ】

No.28	訪問歯科診療
<p>体が不自由であったり、介護が必要な方など通院が困難な方を対象に、歯科医師が訪問による歯科診療（保険診療）を行います。</p>	
<p>1 対象者 歯科診療所へ通院が困難な高齢者や入院患者（施設入所者）、在宅重症心身障害児・者等</p>	
<p>2 診療日時 予約制</p>	
窓 口	横浜市歯科医師会（0120-814-594）

No.29	生活支援ショートステイ事業
<p>1 対象者 横浜市の被保険者であって、要介護認定の結果、介護保険の要支援1から要介護5に認定されていないおおむね65歳以上の人で、介護者の不在や日常生活に支障がありひとり暮らしが困難な方や、罹災等不測の事態により在宅生活を継続すると本人の生命または身体に危険が生じる恐れがある人</p>	
<p>2 内容 短期入所により、日常生活の支援を行います。</p>	
<p>3 利用料 480円／日及び食費、滞在費等（実費）</p> <p>※ 1 施設による送迎を受けた場合は、片道200円が加算されます。 ※ 2 生活保護世帯の方は、食費・実費等を除いて無料です。</p>	
窓 口	各区 高齢・障害支援課【2・3ページ】

No.30	訪問指導事業
<p>福祉保健センターの保健師、訪問看護師、栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問して、心身の健康に関する相談に応じながら、疾病の予防や療養生活などについてのアドバイスを行います。</p>	
<p>1 対象者 18歳以上で、生活習慣病や認知症などで療養中の人、ひとり暮らしや閉じこもりがちな方、寝たきりの人などを介護している家族等</p>	
<p>2 指導内容</p> <p>(1) 保健師・訪問看護師による家庭訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 介護を要する状態になることの予防 イ 生活習慣病の予防及び改善 ウ 保健・医療・福祉その他諸制度及びサービスの活用方法等に関する情報提供、相談、助言及び調整 エ 生活の場における健康の保持増進 オ 認知症に関する正しい知識、緊急の場合の相談先等 カ 家庭における機能訓練方法、住宅改造及び福祉用具の使用 キ 家庭介護を担う者の健康管理 	

- (2) 栄養士による訪問栄養指導
 - ア 生活習慣病予防及び改善
 - イ 医師の指示に基づく、食事・運動療法
 - ウ 対象者の状況に応じた食生活や調理方法
 - エ 保健機能食品等に関する最新の情報提供及び使用方法
 - オ 食環境づくり
- (3) 歯科衛生士による訪問口腔衛生指導
 - ア 口腔疾患の予防及び改善
 - イ 歯や口腔内の清掃方法
 - ウ 義歯（入れ歯）の取扱方法及び清掃方法
 - エ そしゃく・えん下機能障害の改善
 - オ 必要に応じた歯科医療機関への受診勧奨

窓 口	各区 高齢・障害支援課高齢者支援担当、福祉保健課健康づくり係【2・3ページ】
-----	--

No.31 中途障害者地域活動センター

市内在住のおおむね40歳～64歳の脳血管疾患等による後遺症のある在宅の中途障害者の方を対象に、リハビリ教室事業、活動センター事業及び高次脳機能障害者専門相談事業を実施しています。

1 活動センター事業

- (1) 対象者
社会参加のための活動の場が必要な人
- (2) 主な内容
スポーツ、創作活動、地域交流等

2 リハビリ教室事業

- (1) 対象者
退院後間もない人
- (2) 主な内容
心身機能及び体力維持、仲間づくり・交流プログラム等

3 高次脳機能障害者専門相談事業

- (1) 対象者
高次脳機能障害のある方やその家族、支援者
- (2) 主な内容
脳卒中や脳外傷などの脳の損傷が原因で生じる高次脳機能障害に関して、日常の困りごとやこれからの生活や活動などについて、横浜市高次脳機能障害支援センター（横浜市総合リハビリテーションセンター内）の職員とともに相談支援を実施。

名 称	所 在 地	TEL
青葉の風	225-0024 青葉区市ケ尾町1170-4 ステイヒルズ1F	972-6751
フェニックス旭	241-0821 旭区二俣川1-45-68 石川ビル1F	365-1661
元気かい泉	245-0016 泉区和泉中央北2-16-33 安西ビル2F	801-7611
ウェーブ磯子	235-0015 磯子区久木町23-21 プレステージ 磯子101号	762-1451
リワーク神奈川	221-0044 神奈川区東神奈川1-29 東部地域療育センタービル1F	453-5433
ライブアップ金沢	236-0014 金沢区寺前1-14-10	786-8689
ワークアップ港南	233-0007 港南区大久保1-14-11 エルチャム上大岡101号	845-0409
港北根っこの会	223-0053 港北区綱島西1-6-6 アバンジュス綱島3F	350-5526
わ〜くくらぶ・さかえ	247-0015 栄区中野町31-1	892-5536
ワンステップ瀬谷	246-0021 瀬谷区二ツ橋町295-35 杉本ビル1F	360-1408
都筑むつみ会	224-0041 都筑区仲町台1-7-18 ビューロ仲町台204号	944-4997
ふれんどーる鶴見	230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-9 鶴見大栄ビル1F	504-2700
とつかわかば	244-0816 戸塚区上倉田町449 戸塚法人会館ビル1F	870-4460
チャレンジ新生	231-0023 中区山下町2 産業貿易センタービル4F	664-7270
みらい工房西	220-0053 西区藤棚町1-55-3 常盤ビル1F	243-2513
ほどがやカルガモの会	240-0006 保土ヶ谷区星川1-12-6 マンパジナル1F A	342-0433
緑工房	226-0011 緑区中山1-21-8 エクセルWADA1F	933-3249
フレンズ南	232-0026 南区二葉町3-28-5 ストク吉野町式番館1F	261-2890

窓 口 各区 高齢・障害支援課高齢者支援担当【2・3ページ】、各中途障害者地域活動センター

No.32 在宅リハビリテーション事業

在宅で生活する障害者や高齢者に対して、障害や加齢に起因する生活上の諸問題の改善を図ることを目的に、地域関係機関（区福祉保健センター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション等）の職員とリハビリテーションセンター専門職と一緒に利用者宅を訪問し、各種動作の支援や訓練、福祉用具や住宅改修などの助言、情報提供など、具体的なリハビリテーションサービスを提供します。

1 対象者

市内在住の障害者及び高齢者で本事業の利用を希望する人

2 援助内容

- (1) 身体機能の評価とそれに基づく生活の予後予測、生活支援の目標設定
- (2) リハビリテーションの視点に基づくケアを含めた支援計画の立案
- (3) 日常生活での各種動作の自立や改善のための動作支援
- (4) 各種福祉用具の適応評価、試用、使用法、選定の助言
- (5) 手すりの設置や段差解消など、家屋改造、住環境の整備、新築設計への技術支援や助言、情報提供
- (6) 家族介護者への介護介助方法の助言
- (7) その他障害に関わる生活上の諸問題に関する相談援助、情報提供

3 実施主体

横浜市総合リハビリテーションセンター地域支援課

（中、南、旭、港北、戸塚、瀬谷、泉）：Tel473-0666

横浜市反町福祉機器支援センター（鶴見、神奈川、西、保土ケ谷）：Tel317-5471

横浜市中山福祉機器支援センター（緑、都筑、青葉）：Tel935-5489

横浜市泥亀福祉機器支援センター（金沢、磯子、港南、栄）：Tel782-2988

窓口 各区 高齢・障害支援課【2・3ページ】

-認知症高齢者等に対する支援-

No.33	認知症高齢者保健福祉相談事業
<p>認知症の人及びその家族等への相談援助をとおして、高齢者の精神保健福祉の向上を図ると共に、認知症の人の健康状態や介護について、家族の知識と理解を深めることを目的とします。</p> <p>1 対象者 認知症の人及びその家族等</p> <p>2 内容 専門医等が認知症に関する医療や介護の相談に応じます。</p>	
窓 口	各区 高齢・障害支援課【2・3ページ】

No.34	よこはま認知症コールセンター
<p>認知症の人やその家族等からの各種相談に対し、認知症介護の経験者等が精神面を含めた様々な支援を電話相談により行います。相談内容により、地域包括支援センター・介護サービス事業者・医療機関等の支援へつなげるよう情報を提供します。</p> <p>1 対象者 認知症の人やその家族等</p> <p>2 電話相談先 電話番号：662-7833 実施日：火・木・金曜日（午前10時～午後4時）（祝日を含む。年末年始を除く。）</p>	
窓 口	健康福祉局 高齢在宅支援課 671-4129

No.35	認知症高齢者等緊急対応事業
<p>在宅の認知症の高齢者等が、症状の急激な悪化などにより、在宅での生活が困難となった場合、緊急相談及び専門医療機関での緊急一時入院を行い、本人の安全な生活の確保及び介護者の負担軽減を図ることを目的とします。</p> <p>1 緊急一時入院の実施</p> <p>(1) 対象 市内に居住する在宅の認知症高齢者等で次の場合 ア 認知症症状の急激な悪化または継続のため、本人の安全な生活や家族による介護の継続が困難な場合 イ ひとり暮らし高齢者で、認知症症状の急激な悪化または継続により、生活の継続が困難になった場合</p> <p>(2) 受入先 認知症専門の治療病棟等</p> <p>(3) 受入期間 原則として14日以内の必要日数</p> <p>(4) 受け入れ先までの移送 移送は、身元引受人となる家族等により行うこととします。</p> <p>2 専門スタッフ訪問チームの派遣 ソーシャルワーカー、保健師などで構成する訪問チームを受入先施設に派遣し、緊急一時入院後の援助計画を策定します。</p>	
窓 口	各区 高齢・障害支援課【2・3ページ】

1 認知症高齢者等SOSネットワーク

認知症高齢者等SOSネットワークは、行方不明となった認知症高齢者等を早期発見するために連携するとともに、地域で見守り支えあう意識が向上するよう認知症高齢者等を理解するための普及啓発を行います。認知症高齢者等SOSネットワークを構成する区役所、警察署、消防署、医療機関、地域の関係団体等の関係機関は、連絡会等の場で、当事業における調整や課題の検討を行います。

2 認知症高齢者等見守りシール事業

認知症により行方不明になった際に、早期に自宅に戻れるよう、個人情報を守りながら、身元特定ができるシール「見守りシール」を配付しています。

対象者（次のすべてを満たすもの）

- ・在宅の横浜市民
- ・神奈川県警察への事前登録情報の提供に同意している
- ・迎えに行くことのできる家族等がいる

3 身元不明の認知症高齢者等の一時保護

警察に保護された身元のわからない認知症高齢者等を特別養護老人ホーム等で一時保護をします。

No.37 認知症疾患医療センター事業

地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的として、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者等への研修等を行います。

1 専門医療相談、鑑別診断とそれに伴う初期対応

患者・家族等の電話または面談による医療相談、受診の調整や専門医療に係る情報提供、関係機関との連絡調整などを行います。

また認知症の鑑別診断も行います。診断に基づき適切な初期対応を行います。

2 合併症、行動・心理症状への急性期対応

身体合併症や認知症の行動・心理症状（BPSD）の初期診断・治療を行います。

3 診断後等支援

地域の実情や必要に応じて、診断後等の患者・家族に対する相談支援、患者・家族同士の交流会開催などを行います。

4 かかりつけ医等の保健医療関係者への研修会の開催

認知症に関する知識の向上を図るため、かかりつけ医等の保健医療関係者への研修を行います。

5 認知症疾患医療センター地域連携会議の開催

地域の保健医療関係者、福祉関係者、地域包括支援センターなどの介護関係者等で組織する会議を開催し、関係者の連携を図ります。

6 認知症医療に関する情報の集約及びその発信

ホームページやパンフレット等により、認知症医療についての情報を提供します。

7 指定状況

医療機関名（相談室名）	所在地	TEL
横浜総合病院 （地域医療総合支援センター）	青葉区鉄町 2201-5	903-7106（直通）
横浜ほうゆう病院 （地域医療連携室）	旭区金が谷 644-1	360-8787（代表）
横浜市立大学附属病院 （認知症疾患医療センター）	金沢区福浦 3-9	787-2852（直通）
横浜市総合保健医療センター診療所 （総合相談室）	港北区鳥山町 1735	475-0103（直通）
横浜栄共済病院 （患者サポートセンター）	栄区桂町 132	891-2171（代表）
横浜相原病院 （認知症疾患医療センター）	瀬谷区阿久和南 2-3-12	489-7600（直通）
済生会横浜市東部病院 （療養福祉相談室）	鶴見区下末吉 3-6-1	576-3000（代表）
横浜舞岡病院 （医療相談室）	戸塚区舞岡町 3482	822-2169（直通）
横浜市立みなと赤十字病院 （認知症疾患医療センター）	中区新山下 3-12-1	628-6761（直通）

窓口 健康福祉局 高齢在宅支援課 671-4129

No.38	認知症サポーターキャラバン事業
<p>認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成を行います。また、認知症サポーター養成講座の講師役となる認知症キャラバン・メイトを養成します。</p>	
窓 口	健康福祉局 高齢在宅支援課 671-4129

No.39	認知症初期集中支援推進事業
<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を行います。</p>	
1 設置区	18区
2 対象者	<p>在宅で40歳以上の認知症が疑われる人や認知症の人で、(1)か(2)のいずれかに該当する人</p> <p>(1) 医療・介護サービスを受けていない人、または中断している人</p> <p>(2) 医療・介護サービスは受けているが、認知症による症状が強く、対応に困っている人</p>
3 内容	<p>認知症専門医のもと、複数の専門職が認知症又は認知症が疑われる方の自宅を訪問し、専門医療機関の受診、介護サービスに関する説明や利用支援、認知症の状態に応じた助言等を行います。期間は、医療や介護サービスによる安定的な支援に移行するまでの間で、概ね6か月です。</p> <p>地域包括支援センター及び区福祉保健センターが相談窓口となり、チームと連携して支援を行います。</p>
4 相談先	<p>初期集中支援チームに支援してほしい、近くに支援の対象になりそうな人がいる場合は、地域包括支援センターか区役所高齢・障害支援課へご相談ください。</p>
窓 口	健康福祉局 高齢在宅支援課 671-4129

No.40	介護者支援
<p>認知症高齢者等を介護する家族を対象とした介護方法等取得のための介護者セミナー等を実施します。また、介護負担を軽減するため、ピアカウンセリングの場となる介護者のつどい等の開催支援を行います。</p> <p>認知症の人や家族、地域住民などの誰もが気軽に立ち寄り、情報交換や相談を通じて、孤立予防や介護負担の軽減などが図れる「集いの場（認知症カフェ等）」の活動支援のため、本市ホームページを活用した広報を行っています。</p>	
窓 口	各区 高齢・障害支援課【2・3ページ】

No.41 若年性認知症支援コーディネーター

若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の人や家族、関係者の相談支援を行います。若年性認知症支援コーディネーターを中心に、関係者のネットワークの調整や支援体制の充実にに向けた取組も実施します。

1 対象者

若年性認知症の人やその疑いがある人、家族、行政・医療・福祉関係者、企業の労務担当者等

2 設置場所**■横浜総合病院 若年性認知症相談窓口**

電話番号：903-7106（直通）

受付時間：月～金曜日（午前9時～午後5時）（年末年始・祝日除く）

■横浜ほうゆう病院 地域医療連携室 若年相談窓口

電話番号：360-8787（代表）

受付時間：月～金曜日（午前9時30分～午後3時30分）（年末年始・祝日除く）

■横浜市立大学附属病院 認知症疾患医療センター

電話番号：787-2852（直通）

受付時間：月～金曜日（午前9時～午後5時）（年末年始・祝日除く）

■横浜市総合保健医療センター診療所 総合相談室

電話番号：475-0105（直通）

受付時間：月～金曜日（午前9時～午後4時）（年末年始・祝日除く）

窓口 健康福祉局 高齢在宅支援課 671-4129

No.42 市営住宅

1 当選率の優遇

高齢者世帯については、当選率を一般申込者の3倍としています。

高齢者世帯とは、申込者が60歳以上の方で、単身世帯又は次の(1)～(3)までのいずれかの同居親族からなる世帯をいいます。

- (1) 配偶者（婚約者、内縁関係にある者等を含みます。）
- (2) 60歳以上の親族
- (3) 18歳未満の親族

2 収入基準の緩和

申込者が60歳以上の方で、単身世帯又は同居する親族のいずれもが60歳以上または18歳未満である世帯について、収入要基準を214,000円以下とし、一般世帯（158,000円以下）に比べ緩和しています。

3 お申込みいただける住宅

条例等で定められている入居者資格を満たす場合、すべての住宅にお申込みいただくことができます。なお、高齢者を対象とした住宅として、次の住宅があります。

(1) 高齢者向住宅

高齢者向住宅には、本市が建設し、所有している住宅（直接建設）と本市が高齢者向市営住宅として借上げた住宅（借上型）があります。

段差の解消や手すりの設置など住戸内を高齢者向に配慮するとともに、緊急通報システムを設置し、生活援助員を派遣して、生活相談や安否の確認などの在宅生活の支援をしています。

対象者原則70歳以上の高齢単身者、原則70歳以上の申込者と60歳以上の同居親族からなる高齢二人世帯

(2) 単身者用住宅

単身で生活することを前提として整備された、比較的小さめの住宅で、60歳以上の方などを対象としています。

4 募集時期

毎年4月・10月頃に定期募集、2月・8月頃に常時募集を実施

【募集のしおりの配布】

定期 区役所広報相談係、市民情報センター、行政サービスコーナー、地区センター
横浜市住宅供給公社ホームページ

常時 区役所広報相談係、横浜市住宅供給公社市営住宅課ホームページ

No.43	横浜市高齢者向け優良賃貸住宅
<p>高齢者が安心して居住できるように、バリアフリー仕様で整備され、緊急時通報システム等の付いた民間の賃貸住宅を、横浜市が公的住宅として認定した住宅です。生活相談員の派遣サービス等がついた住宅もあります。</p> <p>入居世帯の所得に応じて、家賃の補助が受けられる場合があります。</p>	
<p>1 入居対象者 高齢者（60歳以上）単身、高齢者と配偶者又は高齢親族等（市内に在住又は在勤の方）</p>	
<p>2 募集 不定期です。募集については、広報よこはまに掲載し、区役所広報相談係、市民情報センター、行政サービスコーナー、建築局 住宅政策課で申込書を配布します。</p>	
<p>3 申込先(住宅によって異なります) 横浜市住宅供給公社 451-7766 システムハウジング株式会社 742-1000、丸西建物管理株式会社 482-7866 株式会社パワーズアンリミテッド 439-0028、株式会社タスク 251-1510 株式会社東都 324-3230、神奈川中央住宅株式会社 910-1000 有限会社第一産業 303-0246</p>	
窓 口	建築局 住宅政策課 671-4121

No.44	サービス付き高齢者向け住宅登録制度
<p>介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供するバリアフリー構造の住宅を登録する制度です。</p> <p>登録住宅は、インターネット (http://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php) で探すことができます。</p>	
窓 口	公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会 664-6896

No.45	横浜市居住支援協議会相談窓口
<p>住まいの確保にお困りの方からの相談に応じています。相談の内容によって適切な支援機関の紹介や物件の紹介等を行います。</p> <p>【所在地】横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル 横浜市住宅供給公社4階</p> <p>【受付時間】10時～17時</p>	
窓 口	横浜市居住支援協議会（土日祝日・年末年始を除く） 451-7812

No.46	高齢者住替え促進事業
<p>「住宅や庭の管理の負担が大きい」、「住まいが坂や階段の上であり上り下りが大変」、「健康上の不安があるためバリアフリー化した住宅が必要」などの理由で、住替えを検討している高齢者の方に対して、次の支援を行っています。</p> <p>1 住替えに関する相談窓口 家族構成の変化や身体状況などに合わせ、住替えを検討している高齢者に対し、相談員が窓口または電話で相談に応じ、ニーズにあった高齢者向けの住宅や施設の情報を提供します。</p> <p>2 住替え支援 住替え等により空き家となった高齢者世帯の住宅を、横浜市住宅供給公社が一定期間貸借し、子育て世帯の人に転貸します。事業対象者等の諸条件につきましては、窓口にお問い合わせください。</p>	
窓 口	横浜市住宅供給公社 住まい・まちづくり相談センター「住まいるイン」 451-7762

No.47	空家の総合案内窓口
<p>空家に関する所有者等からの一般的な相談を、電話か窓口で受け付けています。費用は無料ですので、まずはお電話ください。居住中の方からの、空家にしないための相談も受け付けています。専門的な相談が必要な場合は、適切な専門家団体を紹介します。</p> <p>【所在地】横浜市神奈川区栄町 8-1 ヨコハマポートサイドビル 横浜市住宅供給公社 4階</p> <p>【受付時間】10時～17時 定休日は、土日、祝日、年末年始</p>	
窓 口	横浜市住宅供給公社 住まい・まちづくり相談センター「住まいるイン」 451-7762

-福祉保健活動等への支援-

No.48	よこはま ふれあい助成金
<p>横浜市社会福祉協議会では、より豊かな市民社会の実現のために、市民の自発性のもと、横浜市内で行われる非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業の支援を目的として、事業費を助成しています。</p> <p>対象団体 横浜市内に活動拠点を置き、横浜市の地域福祉推進又は障害福祉推進のために事業を行う、市民活動団体、障害当事者及び家族団体、特定非営利活動法人 等</p>	
窓 □	<p>横浜市社会福祉協議会 横浜市ボランティアセンター 201-8620 各区 社会福祉協議会【4ページ】</p>

No.49	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業
<p>要支援者等の介護予防や生活支援を充実・強化するため、地域でボランティアによる介護予防や生活支援の活動（居場所、生活援助、配食、見守り）をしている団体に対し、活動に係る費用を補助します。この補助を受けようとする場合は、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）や区社会福祉協議会の「生活支援コーディネーター」を始めとする関係者が相談に対応しています。</p> <p>※令和6年度及び令和7年度は、新規活動の募集を行っていません。</p> <p>1 対象団体 法人格を有する団体又は規約、会則等の定めがあり、責任者及び団体意志が明確である任意団体</p> <p>2 補助の対象となる活動</p> <p>(1) 通所型支援 住民主体のボランティア等が、要支援者等を中心とした利用者に対して、定期的に（週1回以上かつ概ね3時間以上）高齢者向けの介護予防に資するプログラムを提供する活動</p> <p>(2) 訪問型支援 住民主体のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に（週1回以上）訪問し、生活援助等の支援を提供する活動</p> <p>(3) 配食支援 住民主体のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に（週1回以上）訪問し、見守りとともに栄養改善を目的とした配食を提供する活動</p> <p>(4) 見守り支援 住民主体のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に（週1回以上）訪問し、見守りのサービスを提供する活動</p>	
窓 □	<p>活動している地区を担当する地域ケアプラザまたは特養併設地域包括支援センター 各区 社会福祉協議会【4ページ】 健康福祉局 地域包括ケア推進課 671-3464</p>

No.50	高齢者生きがい活動促進支援事業
<p>高齢者等が、地域社会の中で役割を持って、生き生きと生活できるよう、高齢者等が主体となって行う介護予防、生活支援の活動や多世代交流等の共生の居場所で行う活動の立ち上げを支援する補助事業です。</p>	
<p>1 対象団体</p>	
<p>新たに組織化するNPO法人等又は本事業の目的に応じた活動を新たに始めるNPO法人等（法人格の有無は問いません。）</p>	
<p>2 補助の対象となる活動</p>	
<p>次の取組条件をすべて満たす活動</p>	
<p>(1) 高齢者の課題の解決に資するボランティア活動であること。 (2) 事業により得られた収入の一部が、ボランティア活動を行う高齢者へ支給されること。 （団体の活動の担い手として、有償ボランティアの高齢者がいること） (3) 事業の運営費は、団体の事業収入で賄っていくこと。 (4) 高齢者が行うボランティア活動が、高齢者の生きがいや健康づくりにつながるような活動となること。</p>	
<p>3 補助額の目安</p>	
<p>1か所あたり100万円以内を予定（47都道府県で数十か所）</p>	
<p>4 補助対象経費</p>	
<p>新規に本事業を行う際に必要な経費のうち、備品購入費及び消耗品費（初度経費）</p>	
窓 口	健康福祉局 地域包括ケア推進課 671-3464

No.51 横浜市介護予防交流拠点整備事業

介護予防や、健康の維持増進、閉じこもりを防止することを目的に高齢者が集うサロン等の整備を支援し、介護予防・生活支援につながる活動を推進するため、商店街の空き店舗などを活用した拠点等の施設整備費等を対象とする補助事業です。

1 補助内容**(1) 補助対象者**

介護予防交流拠点を整備するNPO法人、社会福祉法人、株式会社等

※ 交流拠点の例

- ・ 空き店舗、空き家等を活用した高齢者中心の多世代の地域住民交流サロン等の整備
- ・ 在宅の要介護者や一人暮らし高齢者等を支援するための拠点の整備
- ・ 高齢者を中心とした、障害者、こどもなどが集える共生型拠点の整備

(2) 補助対象

施設整備費

- ・ 工事費又は工事請負費（門、柵、塀などの外溝工事に要する費用を除きます。）
- ・ 工事事務費（工事施工のため直接必要な旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等の事務費であって、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額以内の額とします。）

※補助対象外：設計費、耐震診断費、整備後の運営費（人件費、家賃等）

(3) 補助金上限額

971万円

2 応募要件 ※この他にも要件があります。詳細は市ホームページをご確認下さい。

- 横浜市内に事務所・事業所を設置する法人格（NPO法人、社会福祉法人、株式会社等）を有する団体であること。
※任意団体・組織としての活動実績があり、本事業の実施までに法人格を取得する見込みの団体を含みます。
- 保健・医療・福祉・介護等の分野の事業実績を有する団体であること。
- 過去に当事業に選定され、整備が完了しなかった事業及びそれに係る事業者でないこと。
- 開設後10年以上の事業継続をすること。
- 昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工され、検査済証を取得した建築物であること。もしくは、耐震診断を実施し耐震性が確保されている建物であること。
- 準備・運営協議会（地域代表者等が参加した協議会）を設置する等地域のニーズ、意見を反映させるための場を（定期的に）設けること。 等

窓 □

各区 高齢・障害支援課【2・3ページ】

健康福祉局 地域包括ケア推進課 671-3464

No.52 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」

福祉保健分野の人材の養成・確保を目的に、研修室等の貸出し、福祉保健分野の研修・情報提供等を行っています。

1 所在地

横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号
(ゆめおおおかオフィスタワー 4階～5階、9階～12階)

2 施設概要

- (1) 面積 6,577.97 m² (延べ床面積)
- (2) 施設内容
研修室、和室、実習室(介護・調理)、情報資料室

3 事業内容

- (1) 研修室等の貸出し
研修室、和室、実習室(介護・調理)を貸し出します。
- (2) 研修
福祉保健従事者・活動者(市内在住又は在勤)を対象に研修を行っています。
- (3) 情報提供
福祉保健分野に関する図書・資料・逐次刊行物・会報紙・広報紙・視聴覚資料(ビデオ)の貸出し・閲覧を行っています。
- (4) 人材確保
採用担当者向け研修の実施や福祉保健職場の人材確保、理解促進を目的としたチラシ配架や動画配信等の情報提供を行っています。
- (5) 研究支援
福祉保健従事者・活動者(市内在住又は在勤)が自主的に取り組む研究活動を支援します。
- (6) こころの相談室
専門のカウンセラーによる福祉保健関係者のためのこころの相談室を運営しています。

4 運営主体(指定管理者)

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

窓 □

福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」847-6666
健康福祉局 地域支援課 671-4047

No.53 横浜生活あんしんセンター ・区社協あんしんセンター

判断能力が十分でない高齢者や障害者が、安心して日常生活を送れるよう権利擁護事業や成年後見制度の活用により支援します。

1 対象者

本市在住の高齢者、知的障害者、身体障害者及び精神障害者等

2 業務内容

- (1) 権利擁護事業〔横浜生活あんしんセンター・区社協あんしんセンター〕
 - ア 福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス
 - イ 預金通帳など財産関係書類等預かりサービス
 - ウ 専門相談（高齢者、障害者の権利擁護に関する相談のみ対象・弁護士による相談）
- ※ア・イは各区社会福祉協議会にて実施 ウは横浜生活あんしんセンターにて実施
- (2) 法人後見事業（法定後見・任意後見の受任）〔横浜生活あんしんセンター〕

3 実施主体

横浜生活あんしんセンター：社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

区社協あんしんセンター：各区社会福祉協議会

区名	TEL	FAX	所在地
青葉	972-8836	972-7519	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町 1169-22 ふれあい青葉内
旭	392-1295	392-0222	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰 1-6-35 ばれっと旭内
泉	802-2295	804-6042	〒245-0023 泉区和泉中央南 5-4-13 いずみ中央相鉄ライフM3階 泉ふれあいホーム内
磯子	751-1567	751-1567	〒235-0016 磯子区磯子 3-1-41 磯子センター5F
神奈川	311-2045	313-2420	〒221-0825 神奈川区反町 1-8-4 はーと友神奈川内
金沢	788-4766	784-9011	〒236-0021 金沢区泥亀 1-21-5 いきいきセンター金沢内
港南	849-2788	846-4117	〒233-0003 港南区港南 4-2-8 3F 港南区福祉保健活動拠点内
港北	533-2600	531-9561	〒222-0032 港北区大豆戸町 13-1 吉田ビル 206
栄	896-0910	892-8974	〒247-0005 栄区桂町 279-29 ピアハッピー栄内
瀬谷	361-2262	361-2328	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町 469 せやまる・ふれあい館内
都筑	943-5667	943-1863	〒224-0006 都筑区荏田東 4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内
鶴見	504-8530	504-8530	〒230-0051 鶴見区鶴見中央 4-37-37 リオバルデ鶴声 2F
戸塚	869-3139	862-5890	〒244-0003 戸塚区戸塚町 167-25 フレンズ戸塚 1F
中	680-0551	641-6078	〒231-0023 中区山下町 2 産業貿易センタービル 4F
西	450-5298	451-3131	〒220-0011 西区高島 2-7-1 ファーストプレイス横浜 3F
保土ヶ谷	332-2797	334-5805	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町 5-11 かるがも 3F
緑	931-2550	934-4355	〒226-0019 緑区中山 2-1-1 ハーモニーみどり 1F
南	260-2532	251-3264	〒232-0024 南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 8F

利用時間 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

窓 口	横浜生活あんしんセンター TEL 201-2009 FAX201-9116 各区 社会福祉協議会【上記参照】	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時
-----	---	--------------------------------

No.54 よこはま成年後見推進センター

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方が、成年後見制度を円滑に利用できるように支援を行います。

1 所在地

横浜市中区桜木町1丁目1番地 横浜市健康福祉総合センター9階
横浜生活あんしんセンター内

2 業務内容

- (1) 成年後見制度の周知・啓発
市民向けパンフレット等の提供や、講習会等を実施しています。
- (2) 成年後見制度に関する相談対応
権利擁護・成年後見制度に関する相談支援機関である区福祉保健センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター及び区社協あんしんセンターと連携し、市民からの相談に対応します。また、成年後見人等の不正防止に向けた苦情相談について、家庭裁判所や専門職団体と連携し、対応します。
- (3) 市民後見人養成・活動支援
成年後見制度を市民参画により推進するため、市民後見人を養成し、活動を支援しています。
- (4) 親族後見人支援
親族後見人からの相談に応じる他、申立てや後見実務を支援するための講習会等を実施します。
- (5) 法人後見支援
市内の法人後見実施団体であるNPO法人等の活動を支援しています。
- (6) その他、成年後見制度の利用促進に向けた調査・研究、人材育成等

3 実施主体(受託者)

横浜生活あんしんセンター：社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

窓口

よこはま成年後見推進センター TEL 201-2088 FAX 201-9116
健康福祉局 福祉保健課 TEL 671-3567

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

-福祉施設等-

No.55	養護老人ホーム
1 入所要件	原則として 65 歳以上の人で、次の(1)及び(2)に該当し、居宅において養護を受けることが困難な方（入院加療を必要としないこと） (1) 環境上の事情 家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難である場合 (2) 経済的事情 低所得（市民税所得割非課税）世帯の高齢者
2 利用料	入所者および扶養義務者から負担能力に応じて徴収
3 施設数	市内 6 か所（定員 498 人）（令和 5 年 4 月 1 日現在）
窓 口	各区 高齢・障害支援課【2・3ページ】

No.56	軽費老人ホーム（A型） 軽費老人ホーム（ケアハウス）
<p>1 入所要件</p> <p>(1) 原則 60 歳以上の人（夫婦入所の場合どちらか一方が 60 歳以上）</p> <p>(2) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族の援助を受けるのが困難な人</p> <p>2 施設数</p> <p>(1) 軽費老人ホーム（A型） 市内 5 か所（定員 250 人）（令和 5 年 4 月 1 日現在）</p> <p>(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス） 市内 6 か所（定員 395 人）（令和 5 年 4 月 1 日現在）</p> <p>3 施設概要</p> <p>(1) 軽費老人ホーム（A型） 居室：一人部屋 食事：給食（3食） 入浴：2日に1回以上 生活：各種行事、クラブ活動などを実施</p> <p>(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス） 居室：一人部屋 夫婦部屋 食事：給食（3食） 入浴：2日に1回以上 生活：各種行事、クラブ活動などを実施</p> <p>4 自分ですること 居室清掃、洗濯、買い物など身の回りのこと</p> <p>5 要介護状態になった場合 介護保険の居宅サービス利用、特別養護老人ホーム等への転所、家庭復帰等</p> <p>6 利用料(令和元年度):次の合算額</p> <p>(1) 軽費老人ホーム（A型） 生活費：55,290 円／月 冬期加算：2,170 円（11月～3月） サービスの提供に要する費用（事務費）：一部負担別表のとおり（8,600～143,208 円） 居室に係る光熱水費：実費 その他：入所者が選定する特別なサービスの提供を受けたことに伴い必要となる費用</p> <p>(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス） 生活費：46,940 円／月 冬期加算：2,170 円（11月～3月） サービスの提供に要する費用（事務費）：一部負担別表のとおり（10,000～161,616 円） 居室に係る光熱水費：実費 居住に要する費用（管理費）：500 万円～1,650 万円程度 その他：入所者が選定する特別なサービスの提供を受けたことに伴い必要となる費用</p>	
窓 口	各施設

(別表)

軽費老人ホーム（A型）事務費一部負担（月額）

対象収入による階層区分		本人からの事務費徴収額
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000 円
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000 円
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000 円
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000 円
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000 円
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000 円
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000 円
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000 円
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000 円
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000 円
12	2,500,001 円～2,600,000 円	57,000 円
13	2,600,001 円～2,700,000 円	64,000 円
14	2,700,001 円～2,800,000 円	71,000 円
15	2,800,001 円～2,900,000 円	78,000 円
16	2,900,001 円～3,000,000 円	85,000 円
17	3,000,001 円～3,100,000 円	93,000 円
18	3,100,001 円～3,200,000 円	101,000 円
19	3,200,001 円～3,300,000 円	109,000 円
20	3,300,001 円～3,400,000 円	117,000 円
21	3,400,001 円以上	全 額

- (注1) 別表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日老発第0124004号）の「対象収入について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成18年1月24日老計発第0124001号）の第2の1の(1)「前年の対象収入の取扱い」、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取り扱うこと。
- (注3) 本人からの徴収額（月額）は上表により求めた額とする。
ただし、その額が、当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額（月額）とする。
- (注4) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。
- (注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助を行うこと。

(別表) 軽費老人ホーム(ケアハウス) 事務費一部負担(月額)

	対象収入による階層区分	本人からの事務費徴収額
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000
17	3,000,001円～3,100,000円	92,000
18	3,100,001円以上	全 額

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日老発第0124004号)の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成18年1月24日老計発第0124001号)の第2の1の(1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取り扱うこと。

(注3) 本人からの徴収額(月額)は上表により求めた額とする。
ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額(月額)とする。

(注4) 夫婦で入居する場合には、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの費用徴収月額については、上記表の額から30%を減額した額を本人からの事務費徴収額とする。この場合100円未満の端数は切り捨てとする。

(注5) 利用料の負担が困難な状況であるものについては、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

No.57 地域ケアプラザ整備運営事業

市民の誰もが、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、身近な場所で相談や福祉・保健サービスを提供するとともに、地域の福祉・保健活動や交流のための拠点施設として、地域ケアプラザの整備と運営を進めています。

また、すべての地域ケアプラザと特別養護老人ホーム（1か所）に、介護保険制度の中に位置づけられた「地域包括支援センター」を設置し、高齢者に対する総合的なサービスの相談・調整等や介護予防ケアプランの作成等を行います。

1 施設の機能

- (1) 地域のボランティア等の活動・交流
- (2) 福祉・保健に関する相談・助言・調整
- (3) 福祉・保健サービス（一部施設を除く）
例) 高齢者デイサービス（健康状態の確認、入浴、食事、機能訓練、送迎）
- (4) 要介護の認定を受けた方のケアプランの作成
- (5) 要支援の認定を受けた方等の介護予防ケアプランの作成
- (6) 支援困難な人への対応や関係機関とのネットワーク構築など

2 施設の利用

- (1) 開館時間
9時～21時（日曜日・祝日等は17時まで）
※月～土曜日の午後6時以降については、事前に利用予約のない日に閉館している場合があります。
詳細は、各地域ケアプラザへお問い合わせください。
- (2) 休館日
施設点検日（月1回）及び年末年始
- (3) 相談時間
月曜日から土曜日まで：午前9時から午後6時まで
日曜日、祝日：午前9時から午後5時まで
※休館日を除く
・上記以外の時間帯は、相談電話は相談専用コールセンターに転送し、対応します。
・来所相談をされる際は、あらかじめお電話等でご連絡のうえお越しください。
- (4) 利用
ア 福祉保健活動に関する貸室の使用は原則無料（それ以外の使用は有料）
イ 福祉・保健に関する相談・助言・調整は無料
ウ 福祉・保健サービスの利用、ケアプランの作成等に当たっては、事前に当該施設にご相談ください

3 施設数

市内145か所※（令和6年4月1日現在）

※地域包括支援センターは特別養護老人ホーム併設地域包括支援センター（1か所）を含む146か所

窓口 各区 福祉保健課【2・3ページ】、健康福祉局 地域支援課 671-2388

No.58	脳卒中・神経脊椎センター運営事業
<p>脳血管疾患を中心とする循環器疾患、神経疾患、運動器（脊椎脊髄、膝関節）疾患において、早期治療と一貫したリハビリテーションを行うことにより、後遺症を最小限に抑制して寝たきりを防止するなど、患者さんと家族の生活の質の向上を図ります。また、在宅や施設等での療養中に病状が急変した患者さんの受け入れにも対応しています。</p> <p>1 所在地 横浜市磯子区滝頭一丁目2番1号 TEL 753-2500</p> <p>2 診療科 脳神経内科・脳神経外科・整形外科・リハビリテーション科・循環器内科・総合診療科・放射線科・麻酔科</p> <p>3 救急 脳血管疾患を始めとする救急患者さんを24時間365日受け入れます。</p> <p>4 外来 地域医療機関からの紹介・予約外来制を基本としています。</p> <p>5 病床数 300床</p> <p>6 併設施設 介護老人保健施設（定員80人）</p>	
窓 口	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 電話 753-2500 F A X 753-2859

No.59 後期高齢者医療制度

1 対象者

次の表の①または②のいずれかに該当する方は、それまで加入していた国民健康保険や健康保険組合などから脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

	年 齢	資格取得日(被保険者となる日)
①	75歳以上の方	75歳の誕生日当日
②	65歳～74歳で一定の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた方	認定日

※運営は都道府県ごとに設置された後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して行います。

2 後期高齢者医療制度被保険者の一部負担金・入院時の食事代など

(1) 一部負担金について

現役並みの所得がある方(注2)は医療費の3割を、現役並み所得者以外の一定以上所得の方(注3)は2割を、それ以外の方は1割を負担します。

(2) 高額療養費について

同じ月内の医療費の自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として払い戻されます。自己負担限度額は下表1のとおり所得により異なります。

なお、区分Ⅰ・Ⅱ(低所得者Ⅰ・Ⅱ)の方が「限度額適用・標準負担額減額認定証」(減額認定証)を医療機関の窓口に表示した場合、一部負担金や入院時の食費、療養病床時の食費・居住費の負担額が下表1・(3)表2-1・2-2にあるとおり、窓口ごとの支払が「区分Ⅰ・Ⅱ(低所得者Ⅰ・Ⅱ)」の所得区分の自己負担限度額までとなります。減額認定証を提示しないと、所得区分が「一般Ⅰ」となり、窓口の支払い時点では減額されません。

また、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方が「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示した場合、一部負担金が下表1にあるとおり、窓口ごとの支払が所得区分に応じた自己負担限度額までとなります。限度額適用認定証を提示しないと、所得区分が「現役並み所得者Ⅲ」となり、窓口の支払い時点では減額されません。

減額認定証及び限度額適用認定証の交付はあらかじめ区役所保険年金課に申請してください。減額認定証または限度額適用認定証を医療機関の窓口に表示しなかった場合でかつ高額療養費の支給対象になる場合は、神奈川県後期高齢者医療広域連合から診療月の3～5か月後に申請のご案内と申請書が送付されますので、案内に沿って申請してください。なお、一度申請すると、次回からは自動的に指定の口座に振り込まれます。

表1 高額療養費の自己負担限度額（月額）

区分	負担割合	A 外来(個人単位)	B 外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ (注2)	3割 (注1)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (140,100円)(注4)	
現役並み所得者Ⅱ (注2)		167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (93,000円)(注4)	
現役並み所得者Ⅰ (注2)		80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (44,400円)(注4)	
一般Ⅱ	2割 (注3)	①18,000円 ②6,000円-(総医療費-30,000円)× 10% のいずれか低い方を適用 (注5)(注6)	57,600円(44,400円)(注4)
一般Ⅰ	1割	18,000円(注6)	
区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)(注7)		8,000円(注6)	24,600円
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)(注8)			15,000円

※75歳到達月(1日生まれの方を除く)は、本来額の2分の1に減額します。

※まず外来分を個人ごとに合計してAの限度額を適用し、次に入院分と合わせて世帯単位(同じ世帯で神奈川県の後期高齢者医療制度被保険者)でBの限度額を適用して計算します。

(注1)市民税の課税所得が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の他の被保険者。ただし、以下の①または②の要件に該当するときに、区役所窓口で申請し認定されると、負担割合が1割または2割になります。

① 同一世帯に被保険者が2人以上いる場合、被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

② 同一世帯に被保険者が1人で、下記のア・イのいずれかに該当するとき

ア 被保険者本人の収入額が383万円未満

イ 被保険者本人の収入額が383万円以上であっても、同じ世帯の70~74歳の方を含めた収入の合計額が520万円未満

(注2)課税所得690万円以上の方が現役並み所得者Ⅲ、課税所得380万円以上の方が現役並み所得者Ⅱ、課税所得145万円以上の方が現役並み所得者Ⅰとなります。

(注3)「現役並み所得者」には該当せず、次の①、②の両方に該当する場合は2割負担となります。

① 同じ世帯の被保険者等のうち課税所得が28万円以上の方がいる。

② 同じ世帯の被保険者等の「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計が以下に該当する。

・1人の場合は200万円以上 ・2人以上の場合は合計320万円以上

(注4)()内の金額は、過去12か月以内に4回以上高額療養費に該当したときの4回目からの限度額

(注5)外来自己負担額の②は、2割負担施行後3年間(令和4年10月から令和7年9月まで)の激変緩和措置になります。

(注6)年間上限額は144,000円

(注7)世帯の全員が市民税非課税である被保険者(低所得者Ⅰ(注8)以外)

(注8)世帯の全員が市民税非課税で、その世帯全員の個々の所得(年金の所得は控除額80万円として計算。給与所得がある場合は、給与所得控除後さらに10万円を控除)が0円となる被保険者、または、世帯の全員が市民税非課税で、被保険者本人が老齢福祉年金を受給している被保険者

(3) 入院時食事療養費・生活療養費

表2-1 一般の病院：食費(食事療養標準負担額)を負担

区分	自己負担割合	1食あたりの食費
現役並み所得者	3割	460円
一般Ⅱ	2割	
一般Ⅰ	1割	
区分Ⅰ・Ⅱに該当しない指定難病患者	3割~1割	260円
区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	90日までの入院(注9)	210円
	91日以上入院(注9、10)	160円
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)		100円

表 2-2 療養病床(主に慢性期の疾患を扱う病床):食費と居住費(生活療養標準負担額)を負担

区分	自己負担 割合	医療の必要性の低い者		医療の必要性の高い者		指定難病患者		
		食費(1食)	居住費(1日)	食費(1食)	居住費(1日)	食費(1食)	居住費(1日)	
現役並み所得者	3割	460 円	370 円	460 円 (420 円:注 11)	370 円	260 円	0 円	
一般Ⅱ	2割	210 円		210 円		160 円		160 円
一般Ⅰ	1割							
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)		90 日までの入院 (注9)		100 円		0 円		100 円
		91 日以上の入院 (注9、10)						
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)		130 円		100 円	0 円	100 円		
老齢福祉年金受給者 境界層該当者		100 円	0 円	100 円	0 円	100 円		

(注9)当該月を含めた過去 12 か月間で、「区分Ⅱ」の判定を受けている期間の入院日数

(注 10)年齢到達や転入などにより新たに被保険者になった方は、前の健康保険加入期間も対象

(注 11)入院時生活療養費(Ⅱ)を算定する保険医療機関に入院している場合

3 高額介護合算療養費

後期高齢者医療制度上の同一世帯の被保険者において、医療保険の負担と介護保険の負担の両方が発生し、その 1 年間の合計(計算期間: 8 月~翌年 7 月)が基準額を超えた場合、申請により、基準額を超えた分が高額介護合算療養費として払い戻されます。

窓 □ 各区 保険年金課保険係【2・3 ページ】

No.60 重度障害者医療費助成事業

重度の障害がある方の医療費を助成します。

1 対象者

横浜市内に住所を有する健康保険加入者、横浜市国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者で、次のいずれかの程度の障害の認定(判定)を受けている方

- (1) 身体障害者手帳 1 級または 2 級
- (2) 知能指数 35 以下(愛の手帳(療育手帳) A 1、A 2)
- (3) 身体障害者手帳 3 級、かつ知能指数 36 以上 50 以下(愛の手帳(療育手帳) B 1)
- (4) 精神障害者保健福祉手帳 1 級(入院費は除く)

2 助成の範囲

保険診療の自己負担分、訪問看護ステーションの基本利用料(入院時の食事療養に係る費用は除く)

窓 □ 各区 保険年金課保険係【2・3 ページ】、健康福祉局 医療援助課 671-4115

-その他-

No.61 高齢者虐待防止事業

高齢者に対する虐待を防止し、早期に発見・対応するため、相談窓口の設置や保健師、社会福祉職等による支援を行います。

また、講演会、研修会等による啓発や養護者への支援を行うことで、高齢者虐待を防止する体制の充実を図ります。

【相談窓口】

区	窓口担当	TEL	FAX
鶴見	高齢・障害支援課	510-1773・1775	510-1897
神奈川		411-7110	324-3702
西		320-8410	290-3422
中		224-8167	224-8159
南		341-1139	341-1144
港南		847-8415	845-9809
保土ヶ谷		334-6328	331-6550
旭		954-6125	955-2675
磯子		750-2417~2419	750-2540
金沢		788-7777	786-8872
港北		540-2327	540-2396
緑		930-2311	930-2310
青葉		978-2449	978-2427
都筑		948-2306	948-2490
戸塚		866-8439	881-1755
栄		894-8415	893-3083
泉	800-2434	800-2513	
瀬谷	367-5731	364-2346	

身近な地域の地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）でもご相談できます。

その他、

【在宅介護サービス従事者による虐待を発見した場合】

担当課	TEL	FAX
健康福祉局 介護事業指導課	671-2356・3461	550-3615

【介護保険施設等の従事者による虐待を発見した場合】

担当課	TEL	FAX
健康福祉局 高齢施設課	特養・老健・養護・軽費：671-3923 有料老人ホーム：671-4117	641-6408

No.62	介護給付費適正化事業
<p>介護サービスの質の向上と介護保険財政の健全な運営を図るために、ケアプラン点検や、サービス提供事業者への文書照会及び指導等を行い、不適正な介護報酬請求を防止します。</p> <p>主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護報酬請求の適正化 ②介護報酬返還請求 ③レセプト点検・ケアプラン点検 ④住宅改修の質の向上 ⑤要介護認定の適正化 	
窓 口	健康福祉局 介護保険課 671-4255

IV その他の制度

-年金-

No.63 国民年金（老齢基礎年金）

1 対象

- (1) 日本国籍の有無にかかわらず、必ず加入しなければならない方（強制加入）
- ア 第1号被保険者
日本に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業、学生、無職の方など
 - イ 第2号被保険者
厚生年金に加入している65歳未満の方
 - ウ 第3号被保険者
原則として、第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方
- (2) 希望で加入することができる方（任意加入）
- ア 日本に住んでいる60歳以上65歳未満の方
 - イ 日本に住んでいない20歳以上65歳未満の日本人（在外邦人）
※ ア、イについては、老齢基礎年金の繰上げ受給者、厚生年金の加入者、及び20歳から60歳までのすべてについて、保険料納付済の方を除きます。
 - ウ 65歳以上70歳未満で年金を受けるための期間が不足しており、かつ日本に住んでいる方又は在外邦人（昭和40年4月1日以前生まれに限る）

2 内容

老齢基礎年金は、受給資格期間（保険料を納めた期間と免除された期間（注1）及び他の公的年金の加入期間等）が10年（平成29年7月までは25年）以上ある方に、原則として65歳から支給されます。

- (1) 老齢基礎年金の満額は、昭和31年4月2日以後生まれの方は816,000円／年、昭和31年4月1日以前生まれの方は813,700円／年です。20歳から60歳になるまでの40年間、全ての月の保険料を納めた場合に満額受給できます。未納期間等がある場合は、その期間に応じて減額されます。

- (2) 老齢基礎年金の年金額計算式

<昭和31年4月2日以後生まれの方の計算例>

$$816,000 \text{ 円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{1}{3} \left(\frac{1}{2} \right) + \frac{4}{3} \times \frac{1}{2} \left(\frac{5}{8} \right) + \frac{2}{3} \times \frac{3}{4} + \frac{4}{5} \times \frac{3}{6} \left(\frac{7}{8} \right)}{480 \text{ 月} \left(\text{または加入可能年数} \times 12 \text{ 月} \right)} \quad (\text{注}2)$$

(注1) 4分の1納付、半額納付、4分の3納付の場合はそれぞれの保険料を納付しないと未納扱いとなります。

(注2) 平成21年度以降の免除期間については（ ）内の数値で計算します。

窓口 各区 保険年金課国民年金係【2・3ページ】

No.64	老齢福祉年金
1 対象	<p>明治44年4月1日以前に生まれた方と、大正5年4月1日以前に生まれた方のうち、一定の保険料の納付が免除があり、本来の老齢年金に該当しなかった方に支給される年金です。</p>
2 内容	<p>老齢福祉年金の年金額は416,900円／年です。ただし、次のような場合には、年金額の一部又は全部について、支給が停止されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本人・配偶者・扶養義務者に所得がある……政令で定める制限額 (2) 公的年金を受給している……政令で定める制限額 (3) 戦争公務にかかる恩給を受給している……旧軍人の階級が少佐以上
窓 口	各区 保険年金課国民年金係【2・3ページ】

-公共料金・税の軽減-

No.65	介護保険サービス等の医療費控除																								
<p>介護保険サービスを利用したときの医療費控除については、お住まいの区を担当する税務署にお問い合わせください。</p> <p>■ 税務署（医療費控除の申告について）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税務署名</th> <th>居住区（対象区）</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴見税務署</td> <td>鶴見</td> <td>045-521-7141</td> </tr> <tr> <td>横浜中税務署</td> <td>西・中</td> <td>045-651-1321</td> </tr> <tr> <td>保土ヶ谷税務署</td> <td>保土ヶ谷・旭・瀬谷</td> <td>045-331-1281</td> </tr> <tr> <td>横浜南税務署</td> <td>南・磯子・金沢・港南</td> <td>045-789-3731</td> </tr> <tr> <td>神奈川税務署</td> <td>神奈川・港北</td> <td>045-544-0141</td> </tr> <tr> <td>戸塚税務署</td> <td>戸塚・栄・泉</td> <td>045-863-0011</td> </tr> <tr> <td>緑税務署</td> <td>緑・青葉・都筑</td> <td>045-972-7771</td> </tr> </tbody> </table> <p>おむつに係る費用</p> <p>傷病によりおおむね6か月以上寝たきりの状態にある方のおむつに係る費用を、医療費控除の対象とするためには、必ず主治医が作成した「おむつ使用証明書」と、おむつを使う方の名前と大人用のおむつ代であることが明記されている領収書が必要です。</p> <p>なお、「おむつ代についての医療費控除を受けることが2年目以降」の場合で、おむつを利用する方が「要介護認定を受けており、かつ認定内容が一定の条件に該当する」場合は、「要介護認定を行った区役所高齢・障害支援課」から「主治医意見書記載内容確認書」の交付を受け、これを「おむつ使用証明書」の代わりに使うことができます。</p> <p>この確認書の交付については、事前に「要介護認定を行った区役所高齢・障害支援課」へお問い合わせください。</p>		税務署名	居住区（対象区）	電話番号	鶴見税務署	鶴見	045-521-7141	横浜中税務署	西・中	045-651-1321	保土ヶ谷税務署	保土ヶ谷・旭・瀬谷	045-331-1281	横浜南税務署	南・磯子・金沢・港南	045-789-3731	神奈川税務署	神奈川・港北	045-544-0141	戸塚税務署	戸塚・栄・泉	045-863-0011	緑税務署	緑・青葉・都筑	045-972-7771
税務署名	居住区（対象区）	電話番号																							
鶴見税務署	鶴見	045-521-7141																							
横浜中税務署	西・中	045-651-1321																							
保土ヶ谷税務署	保土ヶ谷・旭・瀬谷	045-331-1281																							
横浜南税務署	南・磯子・金沢・港南	045-789-3731																							
神奈川税務署	神奈川・港北	045-544-0141																							
戸塚税務署	戸塚・栄・泉	045-863-0011																							
緑税務署	緑・青葉・都筑	045-972-7771																							
窓 □	<p>居住地区を担当する税務署</p> <p>主治医意見書記載内容確認書の交付については、各区高齢・障害支援課【2・3ページ】</p>																								

No.66	高齢者の所得税の障害者控除									
<p>所得税の納税義務者本人又は、納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族が、年齢65歳以上で、下の表の①～⑦のいずれかに該当すると福祉保健センター長の認定を受けた場合は、所得税の障害者控除の対象となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>障害者控除</th> <th>特別障害者控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td> ① 身体障害者（3～6級）に準ずる人 ② 認知症（軽度・中度）に準ずる人 ③ 知的障害者（軽度・中度）に準ずる人 </td> <td> ④ 身体障害者（1又は2級）に準ずる人 ⑤ 認知症（重度）に準ずる人 ⑥ 知的障害者（重度）に準ずる人 ⑦ 6ヶ月程度以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障のある人 </td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>所得金額から27万円が控除されます</td> <td>所得金額から40万円が控除されます</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 控除対象となる配偶者又は扶養親族が④～⑦に該当し、かつ、居住者、居住者の配偶者又は居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合は、75万円が控除されます。</p>		区分	障害者控除	特別障害者控除	対象者	① 身体障害者（3～6級）に準ずる人 ② 認知症（軽度・中度）に準ずる人 ③ 知的障害者（軽度・中度）に準ずる人	④ 身体障害者（1又は2級）に準ずる人 ⑤ 認知症（重度）に準ずる人 ⑥ 知的障害者（重度）に準ずる人 ⑦ 6ヶ月程度以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障のある人	控除額	所得金額から27万円が控除されます	所得金額から40万円が控除されます
区分	障害者控除	特別障害者控除								
対象者	① 身体障害者（3～6級）に準ずる人 ② 認知症（軽度・中度）に準ずる人 ③ 知的障害者（軽度・中度）に準ずる人	④ 身体障害者（1又は2級）に準ずる人 ⑤ 認知症（重度）に準ずる人 ⑥ 知的障害者（重度）に準ずる人 ⑦ 6ヶ月程度以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障のある人								
控除額	所得金額から27万円が控除されます	所得金額から40万円が控除されます								
窓 □	<p>税務署（ただし、所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当係）</p> <p>障害者手帳の取得に準じている状態であることの認定については、各区 高齢・障害支援課【2・3ページ】</p>									

No.67 **高齢者の市民税・県民税の障害者控除**

市民税・県民税の納税義務者本人又は、納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族が、年齢 65 歳以上で、下の表の①～⑦のいずれかに該当すると福祉保健センター長の認定を受けた場合は、市民税・県民税の障害者控除の対象となります。

区分	障害者控除	特別障害者控除
対象者	① 身体障害者（3～6級）に準ずる人 ② 認知症（軽度・中度）に準ずる人 ③ 知的障害者（軽度・中度）に準ずる人	④ 身体障害者（1又は2級）に準ずる人 ⑤ 認知症（重度）に準ずる人 ⑥ 知的障害者（重度）に準ずる人 ⑦ 6ヶ月程度以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障のある人
控除額	所得金額から 26 万円が控除されます	所得金額から 30 万円が控除されます

※ 控除対象となる配偶者又は扶養親族が④～⑦に該当し、かつ、居住者、居住者の配偶者又は居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合は、53 万円が控除されます。

窓 口 各区 税務課
 （ただし、市民税・県民税を給与から差し引かれている場合は、勤務先の給与担当係）
 障害者手帳の取得に準じている状態であることの認定については、各区 高齢・障害支援課【2・3 ページ】

No.68 バリアフリー改修を行った住宅に対する固定資産税の減額制度

令和8年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行い、かつ、改修が完了した日から3か月以内に当該家屋の所在する区の区役所税務課家屋担当に申告した住宅に限り、改修工事が完了した翌年度について、当該住宅にかかる固定資産税額の3分の1を減額するものです。

- ・床面積100㎡までを減額します（100㎡を越える部分については減額されません。）。
- ・併用住宅（住居部分が1/2以上あるもの）についても適用されます。
- ・都市計画税については減額されません。
- ・この制度による減額は一戸につき1度だけ適用されます。
- ・新築住宅の減額や耐震改修工事を行った住宅に対する減額と同時に適用はできません。ただし、省エネ改修工事等を行った住宅に対する減額との同時適用は可能です。

減額の要件については次のとおりです。

- ①新築から10年以上経過した住宅であること（貸家の用に供する部分の対象となりません）
- ②申告時、次のいずれかの方が居住していること（居住者要件）
 - ア 改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日における年齢が65歳以上の方
 - イ 要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - ウ 障害者の方
- ③次に該当する工事を行い、補助金等を除く自己負担が50万円超であること
 - ア 廊下の拡幅
 - イ 階段の勾配の緩和
 - ウ 浴室の改良
 - エ 便所の改良
 - オ 手すりの取付け
 - カ 床の段差の解消
 - キ 引き戸への取替え
 - ク 床表面の滑り止め化
- ④工事後の住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
- ⑤バリアフリー改修工事の完了後、3か月以内に当該家屋の所在する区の区役所税務課家屋担当に申告すること

申告に必要な書類は次のとおりですが、具体的な内容などについては、各区税務課家屋担当にご相談ください。

- ①高齢者等居住改修住宅に対して課する固定資産税の減額に関する申告書
- ②納税義務者の住民票の写し
- ③居住者要件に応じた書類
- ④工事の明細書等の費用が確認できる書類、工事費用を支払ったことを確認できる領収書、工事箇所の写真（改修工事後の写真のみでも可。）
- ⑤補助金等の内容を確認できる書類（補助金等を受けている場合にのみ必要です。）

窓 口 各区税務課家屋担当【2・3ページ】

No.69 粗大ごみ処理手数料

1 対象世帯

- ①生活保護世帯
- ②特定中国残留邦人世帯
- ③身体障害者手帳1・2級の方がいる世帯
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の方がいる世帯
- ⑤愛の手帳A1・A2又は知能指数35以下の方がいる世帯
- ⑥身体障害者手帳3級で、愛の手帳B1又は知能指数が50以下の方がいる世帯
- ⑦福祉医療証の交付を受けているひとり親世帯
- ⑧要介護認定（要介護4、要介護5）を受けている高齢者（65歳以上）がいる世帯
- ⑨粗大ごみを直接搬入することが困難な70歳以上のひとり暮らしの高齢者で福祉保健センター長が認めた方

2 内容

粗大ごみの処理手数料を年間（4月から翌年3月まで）4個まで免除します。

※エアコン・テレビ・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気洗濯機・衣類乾燥機・パソコンの7機器は粗大ごみとして収集できません。（粗大ごみ処理手数料減免の対象外です。）

窓口

粗大ごみ受付センターへお申込みください。

【インターネット受付】<https://www.sodai.city.yokohama.lg.jp/>



インターネット受付
(QRコード)

【電話受付】**0570-200-530**（一般加入の電話などから）

045-330-3953（携帯電話やIP電話などの定額制や通話料割引サービスを利用される方）

受付時間：月～土曜日（年末年始除く祝日を含む）午前8時30分～午後5時

【FAX受付】045-550-3599（聴覚・言語に障害のある方専用）

※申込みのときに、免除対象世帯であることを申し出てください。このとき手帳番号等を確認させていただきます。

※月・火曜日や祝日の翌日は電話が大変混み合います。お時間をずらして電話していただくか、インターネット受付をご利用ください。

No.70 水道料金・下水道使用料関係

ご家族の中に次の方がいらっしゃる場合には、お申し出により水道料金と下水道使用料の基本料金相当額を減免いたします。

1 対象者

- (1) 身体障害者（1級および2級）
- (2) 知的障害者（知能指数35以下）
- (3) 精神障害者（1級）
- (4) 重複障害者（身障3級、知能指数75以下、精神障害2級のうち2つ以上に該当する方。2人で要件を満たす場合も含まれます。）
- (5) ひとり親家庭等（医療費助成世帯）
- (6) 要介護4または5
- (7) 特別児童扶養手当受給世帯
- (8) ひとり親家庭等（生活保護を受けている母子家庭等）

※減免対象者が3か月以上の施設入所・入院の場合は減免対象外となりますのでご注意ください。

2 減免額

水道料金 基本料金相当額
下水道使用料 基本額相当額

窓 □

水道局 お客さまサービスセンター Tel 045-847-6262 / Fax 045-848-4281

はちよんなな

-その他の支援-

No.71	ごみ出しの支援				
収集の種類	ふれあい収集	粗大ごみの持ち出し収集			
内容	<p>対象者宅の敷地内や玄関先から、直接ごみを収集します。</p> <p>※ 事前にご自宅へ伺うなどして、対象者に該当するか確認させていただきます。</p> <p>※ 収集時にごみが排出されていない場合等に、インターホン等で声を掛けることがあります。</p>	<p>対象者宅の敷地内または屋内まで入って、粗大ごみを収集します。</p> <p>※ 事前に対象者に該当するか確認させていただきます。</p> <p>※ 受付から収集までお時間を頂く場合があります、収集日はご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>※ 粗大ごみを持ち出すために、次の作業が必要な場合は、持ち出し収集の対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分解が必要な粗大ごみ ・ 他の家具の移動が必要な粗大ごみ ・ ロープ等で吊り上げ下げが必要な粗大ごみ 			
対象者	<p>【対象者】</p> <p>次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら家庭ごみを集積場所（粗大ごみは指定場所）まで持ち出すことができない「ひとり暮らしの方」。</p> <p>なお、同居者がいる場合でも、同居者が高齢者（粗大ごみの持ち出し収集は年少者も含む）などで、家庭ごみを集積場所（粗大ごみは指定場所）まで持ち出すことができない場合は、対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳の交付を受けている方 ② 愛の手帳の交付を受けている方 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④ 介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方 ⑤ ごみを持ち出すことができない65歳以上の方 ⑥ 妊婦やけがをしている方などで、事務所長が認めた方（粗大ごみのみ） 				
窓口					
<p>お住まいの区の資源循環局事務所</p> <p>受付時間 月～土曜日（祝日を含む） 午前8：00～午後4：45</p>					
鶴見事務所	502-5383	保土ヶ谷事務所	742-3715	青葉事務所	975-0025
神奈川事務所	441-0871	旭事務所	953-4811	都筑事務所	941-7914
西事務所	241-9773	磯子事務所	761-5331	戸塚事務所	824-2580
中事務所	621-6952	金沢事務所	781-3375	栄事務所	891-9200
南事務所	741-3077	港北事務所	541-1220	泉事務所	803-5191
港南事務所	832-0135	緑事務所	983-7611	瀬谷事務所	364-0561

No.72 郵便等により自宅等で不在者投票ができる制度

郵便等による不在者投票

次のいずれかに該当する方は、自宅等で郵便等による不在者投票をすることができます。

介護保険法上の要介護者（被保険者証の交付を受けている方）で下記に該当	身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が次の事由に該当		
	免疫・肝臓の障害	両下肢・体幹・移動機能の障害 ※	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害
要介護5 (令和6年4月1日現在)	1級～3級	1級もしくは2級	1級もしくは3級

※「片上下肢機能障害」等の方でも、身体障害者診断書等で歩行不能と認められる方は該当する場合もあります。なお、戦傷病者手帳をお持ちの方で、身体に一定の重度の障害のある方も郵便等投票ができますので、お住いの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

この制度を利用するためには、事前に、区選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受け（申請書には本人の署名が必要）、選挙の際には、投票日の4日前までに、郵便等投票証明書を添付の上、区選挙管理委員会に投票用紙を請求することが必要です。

郵便等による不在者投票の代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、さらに次のいずれかの要件にも該当する方は、区選挙管理委員会に事前に申請手続をした代理記載人1人（選挙権を有する方）に、投票に関する記載をさせることができます。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方で、上肢または視覚の障害の程度が1級の方
- ② 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までの方

窓口 各区 選挙管理委員会【2・3ページ】

-福祉のまちづくり-

No.73	福祉のまちづくり推進事業
<p>「横浜に暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、お互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ソフト（思いやりの心の育成）とハード（施設の整備）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。</p> <p><事業内容></p> <p>(1) 福祉のまちづくり推進会議の開催</p> <p>(2) 福祉のまちづくり普及啓発</p> <p>(3) 鉄道駅舎エレベーター等設置補助</p> <p>(4) ノンステップバス導入促進補助</p> <p>(5) 条例対象施設（道路、公園、公共交通機関の施設）の事前協議・相談等（建築物は建築局市街地建築課で実施）</p>	
窓 口	健康福祉局 福祉保健課 TEL 671-2387 FAX 664-3622

-災害対策-

No.74	災害時要援護者支援事業				
<p>横浜市では、要介護高齢者、障害者等の災害時要援護者の中でも特に災害時に自力での避難行動が困難と想定される対象者について平時から希望する自主防災組織等に、同意方式、情報共有方式の2方式により名簿を提供し、日頃からの地域での支えあいの体制づくりを支援しています。</p>					
<p>1 災害時要援護者名簿の対象者</p> <p>在宅で、次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 要介護3以上の方</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方）</p> <p>(2) 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、精神障害者（本市で保管する名簿のみ掲載）、難病患者</p> <p>(3) 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方</p> <p>(4) 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方</p> <p>(5) 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方</p> <p style="margin-left: 20px;">※ 精神障害者は本市で保管する名簿にのみ掲載</p>					
<p>2 名簿提供の方法(同意方式、情報共有方式)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">同意方式</td> <td>区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について同意確認を行い、<u>同意があった方の個人情報（名簿）</u>を提供する方式</td> </tr> <tr> <td>情報共有方式</td> <td>区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について事前通知を行い、<u>拒否の意思表示がない限り、個人情報（名簿）</u>を提供する方式</td> </tr> </table>		同意方式	区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について同意確認を行い、 <u>同意があった方の個人情報（名簿）</u> を提供する方式	情報共有方式	区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について事前通知を行い、 <u>拒否の意思表示がない限り、個人情報（名簿）</u> を提供する方式
同意方式	区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について同意確認を行い、 <u>同意があった方の個人情報（名簿）</u> を提供する方式				
情報共有方式	区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について事前通知を行い、 <u>拒否の意思表示がない限り、個人情報（名簿）</u> を提供する方式				
窓 口	各区 高齢・障害支援課、福祉保健課、総務課【2・3ページ】 健康福祉局 福祉保健課 TEL 671-4056 FAX 664-3622				

-福祉調整委員会-

No.75	横浜市福祉調整委員会
<p>横浜市の福祉保健サービスに対する市民からの苦情を受け、中立・公正な第三者機関として、サービス提供者（市・区又は事業者）に対して調査・調整を行い、苦情の解決をめざすとともに福祉保健行政における透明性を確保し、サービスの質の向上を推進する活動を行っています。</p> <p>1 苦情・相談の範囲 高齢福祉・介護保険、障害福祉、児童福祉などの福祉保健サービスに関する苦情相談をお聞きします。これらのサービスを提供している施設や事業所、区役所や市の機関への苦情相談も対象となります。 なお、人事や専門的な判断に関する事など、相談をお受けできない苦情もございますので、詳しくはお問い合わせください。</p> <p>2 苦情・相談できる方 サービスを利用又は利用を希望している市民。またはその家族。</p> <p>3 相談対応の方法 まずは事務局でお話を伺います。内容によってサービス提供者に対応を依頼するほか、他機関案内や説明・助言などをさせていただくこともあります。苦情の内容から委員との面談が必要と思われる場合は苦情申立てを案内します。</p>	
窓 口	横浜市福祉調整委員会事務局（健康福祉局相談調整課） 電話 671-4045 FAX 681-5457

1 横浜市高齢者人口の推移

	(人)						(人)			
	総数	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	60歳以上	うち 65歳以上	うち 70歳以上	うち 75歳以上
昭和45年	2,238,264	57,803	43,613	29,028	16,685	11,371	158,500	100,697	57,084	28,056
昭和50年	2,621,771	75,906	54,872	38,629	23,323	15,932	208,662	132,756	77,884	39,255
昭和55年	2,773,674	84,029	70,293	48,611	31,224	23,163	257,320	173,291	102,998	54,387
昭和60年	2,992,926	108,211	79,030	63,490	40,702	34,188	325,621	217,410	138,380	74,890
平成2年	3,220,331	149,369	102,313	72,360	54,682	48,645	427,369	278,000	175,687	103,327
平成7年	3,307,136	183,766	140,088	93,477	62,490	68,705	548,526	364,760	224,672	131,195
平成12年	3,426,651	206,798	173,238	128,977	83,573	91,265	683,851	477,053	303,815	174,838
平成17年	3,579,628	235,365	197,539	162,547	116,441	127,312	839,204	603,839	406,300	243,753
平成22年	3,688,773	265,000	225,298	185,515	147,250	178,153	1,001,216	736,216	510,918	325,403
平成27年	3,724,844	214,656	252,481	210,460	168,162	234,387	1,080,146	865,490	613,009	402,549
令和2年	3,777,491	200,278	202,512	234,994	189,951	293,126	1,120,861	920,583	718,071	483,077

【出典】国勢調査(原数値)

2 全国と横浜市の比較

	全国人口 (千人)	総人口に占める65歳以上の割合	
		全国	横浜市
昭和45年	104,665	7.1%	4.5%
昭和50年	111,940	7.9%	5.1%
昭和55年	117,060	9.1%	6.2%
昭和60年	121,049	10.3%	7.3%
平成2年	123,611	12.1%	8.6%
平成7年	125,570	14.6%	11.0%
平成12年	126,926	17.4%	13.9%
平成17年	127,768	20.2%	16.9%
平成22年	128,057	23.0%	※1 20.1%
平成27年	127,094	26.6%	※2 23.4%
令和2年	126,146	28.6%	※2 25.1%

【出典】国勢調査

※1 平成22年は総人口から年齢不詳を除いて年齢別割合を算出

※2 平成27年及び令和2年は年齢別人口に年齢不詳を補完し年齢別割合を算出

横浜市区別高齢者人口(令和5年9月末現在)
 <建制順>

行政区、年齢別人口

(人)

区	人口総数	高齢者計(65歳以上)		前期高齢者(65歳～74歳)		後期高齢者(75歳以上)	
		人数	比率	人数	比率	人数	比率
鶴見	294,232	63,475	21.6%	29,714	10.1%	33,761	11.5%
神奈川	243,748	53,453	21.9%	24,173	9.9%	29,280	12.0%
西	105,157	20,499	19.5%	9,360	8.9%	11,139	10.6%
中	153,811	36,300	23.6%	17,225	11.2%	19,075	12.4%
南	200,208	53,587	26.8%	23,937	12.0%	29,650	14.8%
港南	213,528	61,987	29.0%	25,548	12.0%	36,439	17.1%
保土ヶ谷	203,179	54,151	26.7%	23,314	11.5%	30,837	15.2%
旭	243,187	72,133	29.7%	29,471	12.1%	42,662	17.5%
磯子	166,295	46,446	27.9%	20,066	12.1%	26,380	15.9%
金沢	193,980	59,812	30.8%	26,320	13.6%	33,492	17.3%
港北	355,458	70,914	20.0%	32,042	9.0%	38,872	10.9%
緑	181,912	44,591	24.5%	19,288	10.6%	25,303	13.9%
青葉	308,409	70,707	22.9%	32,328	10.5%	38,379	12.4%
都筑	215,258	40,237	18.7%	18,645	8.7%	21,592	10.0%
戸塚	281,789	73,000	25.9%	31,137	11.0%	41,863	14.9%
栄	121,146	37,304	30.8%	14,123	11.7%	23,181	19.1%
泉	151,415	43,945	29.0%	18,220	12.0%	25,725	17.0%
瀬谷	122,035	34,282	28.1%	13,940	11.4%	20,342	16.7%
横浜市	3,754,747	936,823	25.0%	408,851	10.9%	527,972	14.1%

※住民基本台帳(外国人登録含む)ベース(政策局統計情報課公表データ)を集計したもの。

※一般的には横浜市の人口は政策局政策課発表の「将来人口推計」によっていますが、両者は一致しません。

横浜市 健康福祉局 高齢健康福祉部 高齢健康福祉課
令和6年4月発行

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
TEL 045 (671) 3412
FAX 045 (550) 3613